

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項に基づき平成16年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。</p> <p>平成16年4月 1日 平成17年3月22日改正 平成18年3月31日改正</p> <p>独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄</p> <p>前文</p> <p>独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)は、国立病院・療養所が我が国において、結核、がん、循環器病、重症心身障害、進行性筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、エイズなどの重要な課題であって、国民の関心が高い医療を着実に提供してきたという長い歴史と功績の上に築かれる。</p> <p>国立病院機構は、国民から付託されたと言ふべきこの貴重な社会資源を活用して、全国においてその担うべき医療を確実に実施し、我が国の医療の向上に貢献することを使命とする。</p> <p>この使命を果たすに当たっては、国立病院機構は、旧弊にとられることなく、常に未来を見据えて改革を進め、厚生労働大臣から示された中期目標の達成を図らなければならない。</p> <p>すなわち、国立病院機構は、国民の医療需要の変化や医療制度に関する諸課題を的確に捉えた上で、その独自性・自主性を最大限に発揮して、与えられた役割を適切に果たし、国民医療の向上に貢献していくこととする。また、国立病院機構においては、患者の目線に立った国民に満足される安心で質の高い医療の提供、国立病院機構のネットワークを活かしたエビデンス(Evidence)の形成及び良質な医療人の育成</p>		<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項に基づき平成21年2月27日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立病院機構中期目標を達成するため同法第30条の定めるところにより、次のとおり独立行政法人国立病院機構中期計画を定める。</p> <p>平成21年3月31日 平成21年8月4日改正</p> <p>独立行政法人国立病院機構 理事長 矢崎 義雄</p> <p>前文</p> <p>平成16年4月、独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)は、国民の貴重な医療資源として発足し、第一期中期計画期間においては、医師不足、医療費適正化という状況下、全国においてその担うべき医療を確実に実施してきた。また、事業体として、国時代の旧弊を絶ち、業務運営の効率化に取り組み、国から承継した多額の過去債務を着実に償還し、わが国の医療体制において、代替不可能な公共的財産である病院群の長期的な存続のための基盤を着実に築いてきた。</p> <p>国立病院機構は、第二期中期計画期間においては、第一期中期計画の成果を礎として、国民から信頼の得られる医療を確実に提供することとする。その成果として得られた収益と業務運営の更なる効率化とが相俟って生じた剰余については、国立病院機構に課せられた使命の実現、医療の質の向上のために再投資し、第三期以降を含めた長期的な事業の安定を目指すものとする。</p> <p>国立病院機構の病院は、引き続き政策医療の着実な実施とともに、各地域において地域医療の量・内容についての課題が顕在化する中、地域の医療機関及び地方公共団体との連携の下、患者・家族の利益を最優先に、医療の安定した担い手として、地域医療</p>	

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>を目指すとともに、業務運営のあり方全般を見直し、効率的かつ効果的な業務運営を可能とする体制を確立することとする。</p> <p>こうした観点から、ここに本中期計画を定め、これに基づき国立病院機構の使命を果たすべく、職員一丸となって業務の遂行に当たることとする。</p>		<p>の向上に貢献していくこととする。</p> <p>また、145の病院群のネットワークを活かして、わが国の医療の質の向上に寄与するとともに、スケールメリットを活かして蓄積された診療情報の分析などを通じて形成されたエビデンス(根拠)を幅広く情報発信し、国民医療の向上に活用するものとする。</p> <p>さらに、限られた人的資源の下での医療提供を確実にを行うため、良質な医療人材の育成・輩出を通じた医療界への貢献に加え、医療職種間の役割分担と協働に基づくチーム医療の推進を図るなど、病院運営のサービスモデルを提示し、わが国の病院医療の水準の向上に貢献していくものとする。</p> <p>こうした観点を踏まえつつ、厚生労働大臣から指示を受けた平成21年4月1日から平成26年3月31日までの期間における国立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するための計画を以下のとおり定める。</p>	
<p><b>第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療とともに地域の中で信頼される医療を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとする。このため、医療の提供、調査研究及び医療従事者の養成を着実に実施する。</p> <p><b>1 診療事業</b></p> <p>診療事業においては、利用者である国民に満足される安心で質の高い医療を提供していくことを主たる目標とする。</p> <p><b>(1)患者の目線に立った医療の提供</b></p> <p>① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者が医療の内容を適切に理解し、治療の選</p>	<p>■評価項目1■</p> <p>診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供</p>	<p><b>第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p>国立病院機構は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療とともに地域の中で信頼される医療を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与することとする。このため、医療の提供、調査研究及び医療従事者の育成を着実に実施する。</p> <p><b>1 診療事業</b></p> <p>診療事業においては、利用者である国民に満足される安心で質の高い医療を提供していくことを主たる目標とする。</p> <p><b>(1)患者の目線に立った医療の提供</b></p> <p>① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者が医療内容を適切に理解し、治療の選択</p>	<p>■評価項目1■</p> <p>診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供</p> <p>○ 患者の目線に立った医療を提供するため各病院は、患者自身による治療選択に資するよう診療が</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>択を患者自身ができるように説明を行うとともに、相談しやすい体制をつくるよう取り組む。</p> <p>また、患者満足度調査における医療従事者の説明に関する項目について、特に、平均値以下の評価の病院については、医療従事者の研修を充実する等により、平均値以上の評価を受けられるよう改善を図る。</p> <p>② セカンドオピニオン制度の実施</p> <p>国立病院機構において、患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン制度を導入し、中期目標の期間中に、全国で受け入れ、対応できる体制を整備する。</p> <p>③ 患者の価値観の尊重</p> <p>患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定や待ち時間対策などサービスの改善を図る。特に、患者満足度調査の結果、調査項目全体の評価結果について平均値以下の評価の病院については、サービス内容を具体的に見直し、平均値以上の評価を受けられるよう改善を図る。</p>	<p>見を取り入れ、分かりやすい説明と相談体制の充実などサービスを改善できる仕組みとなっているか。</p> <p>○ セカンドオピニオン制度について、導入のために必要な検討を進め、これを導入し、利用しやすい体制となっているか。</p> <p>○ 患者の視点でサービスを点検するため各病院は患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。</p>	<p>を患者自身ができるように診療ガイドラインの適切な活用や複数職種との同席による説明などに努めるとともに、相談しやすい体制をつくるよう取り組む。</p> <p>また、患者とのコミュニケーションに関する研修(接遇等)を充実し、患者満足度調査において、医療従事者の説明に関する項目についての改善について検証を行う。</p> <p>② セカンドオピニオン制度の充実</p> <p>患者が主治医以外の専門医のアドバイスを求めた場合に適切に対応できるようなセカンドオピニオン制度について、中期目標の期間中に、全病院で受け入れ対応できる体制を整備する。</p> <p>また、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を実施し、制度の充実を図る。</p> <p>③ 患者の価値観の尊重</p> <p>患者満足度調査を毎年実施し、その結果を踏まえて患者の利便性に考慮した多様な診療時間の設定や待ち時間対策などサービスの改善を図る。</p> <p>また、慢性疾患を中心に疾患に対する患者の自己管理(セルフマネージメント)を医療従事者が支援する取組を推進するほか、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を中期目標の期間中に全病院に整備する。</p> <p>さらに、患者満足度調査については患者の目線に立った観点からその見直しを図る。</p>	<p>ドラインなどの活用に努め、また患者満足度調査の活用などを通じて患者の意見を取り入れ、分かりやすい説明と相談体制の充実などサービスを改善できる仕組みとなっているか。</p> <p>○ <u>セカンドオピニオン制度について、全ての病院に導入を進めるとともに、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を通じ、制度の充実が図れる体制となっているか。</u></p> <p>○ 患者の視点でサービスを点検するため各病院は、患者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、サービスの改善を図っているか。</p> <p>○ <u>患者の自己管理(セルフマネージメント)を医療従事者が支援する取組を実施するとともに、全ての病院が個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を整備しているか。</u></p>
<p>(2)患者が安心できる医療の提供</p> <p>① 医療倫理の確立</p> <p>患者が安心できる医療を提供するため、各病院はカルテの開示を行うなど情報公開に積極的に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に努めることが、患者との信頼関係の醸成において重要で</p>	<p>■評価項目2■</p> <p>診療事業(2)患者が安心できる医療の提供</p> <p>○ 患者との信頼関係を醸成させるため各病院が、カルテの開示及び患者のプライバシーの保護について適切に取り組んでいるか。</p> <p>○ 臨床研究を実施するすべての病院に倫理委員</p>	<p>(2)安心・安全な医療の提供</p> <p>① 医療倫理の確立</p> <p>患者が安心できる医療を提供するためには、患者との信頼関係を醸成することが重要であり、各病院はカルテの開示を行うなど適切な情報開示に取り組むとともに、患者のプライバシーの保護に努め</p>	<p>■評価項目2■</p> <p>診療事業(2)安心・安全な医療の提供</p> <p>○ 患者との信頼関係を醸成させるため各病院は、カルテの開示及び患者のプライバシー保護について適切に取り組んでいるか。</p> <p>○ 各病院は倫理的な事項に関し医療従事者に対</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)	新(第2期:平成21年度～平成25年度)					
中期計画	中期計画					
評価の視点	評価の視点(案)					
<p>ある。また、臨床研究を実施するすべての病院に倫理委員会を、治験を実施するすべての病院に治験審査委員会を設置し、すべての臨床研究、治験について厚生労働省が定める倫理指針(平成15年厚生労働省告示第255号)を遵守して実施する。なお、小規模病院については、その負担の軽減のため、合同開催等により倫理委員会を行うこととする。</p> <p>各病院の倫理委員会の組織・運営状況を把握し、その改善に努めるとともに、倫理委員会の指摘事項をその医療に適切に反映させることに努める。</p> <p>② 医療安全対策の充実 医療安全対策を重視し、リスクマネージャーを中心に、ヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進する。 院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。 我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、新たな医療事故報告制度の実施に協力するとともに、すべての病院において、医薬品等安全性情報の報告を徹底する。</p> <p>③ 救急医療・小児救急等の充実 地域住民と地域医療に貢献するために、救急医療・小児救急等に積極的に取り組むこととし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、救急患者及び小児救急患者の受入数について10%以上(※)の増加を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※平成15年5月から6月までの実績を基にした年間推計値</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">年間延べ救急患者数</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">506,916件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">うち年間延べ小児救急患者数</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">138,231件</td> </tr> </table> </div>	年間延べ救急患者数	506,916件	うち年間延べ小児救急患者数	138,231件	<p>る。</p> <p>また、各病院の倫理委員会の組織・運営状況を本部において把握し、その改善に努めるとともに、倫理的な事項に関し医療従事者に対して助言を行う体制を院内に整備する。</p> <p>○ 各病院が倫理委員会等の指摘事項をその医療に適切に反映させることに努めているか。</p> <p>○ 各病院がリスクマネージャーを中心にヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進しているか。</p> <p>○ 各病院が院内感染対策に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>○ 各病院が新たな医療事故報告制度や医薬品等安全情報の報告を適切に実施し、我が国全体の医療安全対策の推進に貢献しているか。</p> <p>○ 地域において必要とされる救急医療・小児救急に貢献しているか。</p> <p>○ 救急患者・小児救急患者の受け入れ数について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取組、着実に進展しているか。</p>	<p>して助言を行う体制を整備しているか。</p> <p>○ 各病院がリスクマネージャーを中心にヒヤリハット事例の適正な分析等のリスク管理を推進するとともに、病院間での相互チェックなど医療安全対策の標準化に取り組んでいるか。</p> <p>○ 各病院が院内感染対策に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>○ 我が国の医療安全対策の充実に貢献するため各病院は、医療事故や医薬品等安全性情報の報告を適切に実施するとともに、これら取組の成果を情報発信しているか。</p>
年間延べ救急患者数	506,916件					
うち年間延べ小児救急患者数	138,231件					
<p>■評価項目3■ 診療事業(3)質の高い医療の提供</p>	<p>■評価項目3■ 診療事業(3)質の高い医療の提供</p>					

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>(3)質の高い医療の提供</p> <p>① クリティカルパスの活用                      チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進することとし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、クリティカルパス実施件数について50%以上の増加(※)を目指す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">                         ※平成15年5月から6月までの実績を基にした年間推計値                          延べ実施件数 107,515件                     </div> <p>② EBMの推進                      国立病院機構のネットワークを十分に活用し、エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。)を実践するため、中期目標の期間中に、臨床評価指標の開発やEBMに関する情報データベースの作成を目指す。</p> <p>③ 長期療養者のQOLの向上等                      長期療養者に関しては、そのQOL(生活の質)の向上を目指し、すべての病院において面談室を設置するとともに、ボランティアの積極的な受入や協働等に努める。</p> <p>また、重症心身障害児(者)、進行性筋ジストロフィー児(者)を受け入れている81病院については、患者家族の宿泊室を設置している病院数を、地方公共団体、関係団体等の協力も得て、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、10%以上の増加(※)を目指す。</p> <p>併せて、重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力を行う。</p> <p>(※ 平成14年度実績 52病院に設置)</p>	<p>○ クリティカルパスの実施件数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。</p> <p>○ 臨床評価指標の開発や情報データベース等の作成を推進するとともに、ネットワーク機能を生かしてエビデンスに基づく医療を実践しているか。</p> <p>○ ボランティアの積極的な受入等により、長期療養者のQOLの向上に取り組んでいるか。</p> <p>○ 重症心身障害児(者)、進行性筋ジストロフィー児(者)を受け入れている病院について、患者家族の宿泊施設の設置病院数を、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて着実に増加させているか。</p> <p>○ 重症心身障害児(者)等の在宅支援が進展しているか。</p>	<p>(3)質の高い医療の提供</p> <p>① クリティカルパスの活用                      チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進し、その実施件数について中期目標の期間中に、平成20年度に比し10%以上の増加を目指す。</p> <p>② EBMの推進                      国立病院機構が担っている政策医療の質の向上と均てん化の観点から国立病院機構のネットワークを十分に活用し、エビデンスに基づく医療(Evidence Based Medicine。以下「EBM」という。)を実践するため、臨床研究などにより得られた成果を臨床に反映させるとともに、臨床評価指標の充実を図る。</p> <p>また、医事会計システムの標準化などを通じて診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>③ 長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上等                      長期療養者をはじめとする患者のQOL(生活の質)に関しては、ボランティアの積極的な受入や協働等に努めるとともに、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく療養介護事業の体制の強化を行うなど、その向上に取り組む、患者満足度調査におけるQOLに関する項目の評価について、平均値の向上に努める。</p> <p>また、重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力を行う。</p> <p>あわせて、特に重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟については、計画的に更新</p>	<p>○ <u>クリティカルパスの実施件数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。</u></p> <p>○ 臨床評価指標の充実や国立病院機構のネットワークを活かしたエビデンスに基づく医療を実践しているか。</p> <p>○ 医療の質の向上のため、診療情報データベースを早期に確立し、民間を含めた利用促進に向けて適切に取り組んでいるか。</p> <p>○ ボランティアの積極的な受入等や障害者自立支援法の動向を踏まえた療養介護事業体制の強化などにより、長期療養者のQOL向上に取り組んでいるか。</p> <p>○ 重症心身障害児(者)等の在宅支援が進展しているか。</p> <p>○ 重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟を計画的に整備しているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)					
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)				
<p>④ 病診連携等の推進</p> <p>地域の医療機関との連携を図り、地域において確かな役割を担うため、すべての病院において地域医療連携室を設置するとともに、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、MRI等の高額医療機器(※1)の共同利用数について40%以上の増加(※2)を目指す。</p> <p>また、同様に、紹介率と逆紹介率について各々5%以上引き上げる(※3)ことに努める。</p> <p>※1 CT(コンピュータ断層撮影装置)、MRI(磁気共鳴診断装置)、シンチグラフィ、SPECT(シングルフォトンエミッションCT装置)</p> <p>※2 平成15年5月から6月までの実績を基にした年間推計値 総件数 27,641件</p> <p>※3 平成15年5月から6月までの実績</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>紹介率</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>逆紹介率</td> <td>19%</td> </tr> </table> <p>⑤ 政策医療の適切な実施</p> <p>これまで担ってきた結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療ネットワークを活用し、適切に実施する。</p> <p>また、今後開発する臨床評価指標を活用してその実施状況を把握し、評価を行い、個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。</p>	紹介率	36%	逆紹介率	19%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての病院に地域医療連携室を設置し、地域の医療機関と連携を図っているか。</li> <li>○ 高額医療機器の共同利用数について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</li> <li>○ 紹介率と逆紹介率について、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</li> <li>○ 結核やエイズをはじめとする感染症、進行性筋ジストロフィーや重症心身障害等の政策医療について、政策医療ネットワークを活用して、適切に実施しているか。</li> <li>○ 開発された臨床評価指標を活用して、政策医療の質の向上を図っているか。</li> </ul>	<p>整備を行う。</p> <p>④ 職種間の協働、チーム医療の推進</p> <p>チーム医療の推進に必要な複数の専門職種間の協働とそのために役割分担された各職種の業務を実施することにより、質の高い医療を効率的に提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各病院がチーム医療の推進等により、質の高い医療を効率的に提供しているか。</li> </ul> <p>■評価項目4■ 診療事業(4)個別病院に期待される機能の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>地域医療へ一層の貢献のため、地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、地域医療連携の強化を図るとともに、</u></li> </ul>
紹介率	36%						
逆紹介率	19%						
		<p>(4)個別病院に期待される機能の発揮</p> <p>① 医療計画を踏まえ地域医療へ一層の貢献</p> <p>地域において必要とされる医療を的確に実施するため、地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など地域の医療機関</p>					

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
		<p>との連携・強化を図るとともに、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、4疾病・5事業を中心に地域医療の向上に積極的に取り組む。また、紹介率と逆紹介率については、中期目標の期間中に平成20年度に比し各々5%以上引き上げることに努める。</p> <p>特に、災害時の医療支援やへき地医療への持続的な支援、医師不足問題に直面する地域医療への支援など国立病院機構の全国的なネットワークを活かして確実に対応する。</p> <p>さらに、小児救急を含む救急医療については引き続き体制強化を図り受入数の増加に努め、中期目標の期間中に平成20年度に比し、救急車による受入数及び救急受診後に入院した患者数について各々5%以上の増加を目指す。また、周産期医療についても重症心身障害児(者)病棟等においてNICU(新生児集中治療室(Neonatal Intensive Care Unit))の後方支援病床としての機能強化を図る。</p> <p>※4疾病:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病 5事業:救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療</p> <p>② 政策医療の適切な実施</p> <p>地域医療への一層の貢献とともに、これまで担ってきた結核やエイズをはじめとする感染症、重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用し、引き続き適切に実施することによりセーフティーネットとしての機能を果たす。特に、以下に掲げる事項について一層の推進を図る。</p> <p>また、既存の政策医療ネットワークについては、その構成を見直し、再構築し、国立高度専門医療センターとの適切な連携を図りつつ、活動性の向上を</p>	<p><u>医療計画を踏まえ積極的に4疾病・5事業に取り組んでいるか。</u></p> <p>○ 国立病院機構のネットワークを活かして、災害時の医療支援や地域医療支援などに適切に対応しているか。</p> <p>○ <u>小児救急を含む救急医療について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、より重篤な患者を受け入れるという国立病院機構に期待されている役割を果たしているか。</u></p> <p>○ 重症心身障害児(者)病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化に取り組んでいるか。</p> <p>○ 結核やエイズをはじめとする感染症や重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、政策医療ネットワークを活用して適切に実施しているか。</p> <p>○ 国立高度専門医療センター(国立高度専門医療研究センター)との適切な連携を図っているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
		<p>図ることにより個々の病院が取り組む政策医療の質の向上を図る。</p> <p>【重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害病棟におけるNICUの後方病床としての機能強化</li> <li>・障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化 など</li> </ul> <p>【精神科医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)に基づく医療の実施</li> <li>・身体合併症、発達障害、薬物・アルコール依存、難治性精神疾患への対応</li> <li>・精神科急性期医療への対応 など</li> </ul> <p>【結核医療など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核との重複疾患への対応</li> <li>・薬剤耐性結核への対応</li> <li>・新型インフルエンザ対策の実施 など</li> </ul> <p>③ 重点施策の受け皿となるモデル事業の実施            国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業を積極的に実施する。特に、新型インフルエンザ対策については、他の医療機関のモデルとなるような対応指針を策定する。</p>	<p>○ 国の医療分野における重要政策の受け皿となるモデル事業を積極的に実施しているか。</p>
<p>2 臨床研究事業</p> <p>臨床研究事業においては、国立病院機構のネットワークを活用して臨床研究を進め、診療の科学的根拠となるデータを集積するとともに、情報を発信し、これらにより、我が国の医療の質の向上に貢献する。</p> <p>(1)ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづ</p>	<p>■評価項目4■ 臨床研究事業</p>	<p>2 臨床研究事業</p> <p>臨床研究事業においては、政策医療ネットワークを活用して質の高い治験など大規模な臨床研究を進め、EBM推進の基礎となる、科学的根拠を築くデータを集積するとともに、その情報を発信することにより、我が国の医療の質の向上に貢献する。</p> <p>(1)ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづ</p>	<p>■評価項目5■ 臨床研究事業</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>くりの推進とそれに基づいた診療ガイドラインの作成</p> <p>① 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進 一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施するため、平成16年度中に国立病院機構のネットワークを活用した観察研究等を主体とする臨床研究計画を作成し、これに基づいて独自の臨床研究を推進する。 また、これにより、主要な疾患の標準的な診療指針の作成・改善に寄与する。</p> <p>② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 各政策医療分野毎のEBMの推進のために臨床研究計画を国立高度専門医療センターの協力の下、平成16年度中に作成し、これに基づいて臨床研究を推進する。 また、この成果を基に、政策医療分野の疾患について、標準的な診断・治療に関するエビデンスの集積を行い、指針の作成を目指す。</p> <p>③ 臨床研究センター及び臨床研究部の評価制度 平成16年度中に、エビデンスづくりへの貢献(登録症例数等)を主とした評価基準を作成し、政策医療ネットワークを活用した臨床研究成果とともに、臨床研究センター及び臨床研究部の評価を実施する。</p> <p>(2) 治験の推進 国立病院機構のネットワークを活用して迅速で質の高い治験を推進する。 本部に治験窓口を設置する等により、多病院間の共同治験を推進し、質の高い治験を実施する。また、治験の優先順位を示す指針の作成のため、本部に治験の調整に関するチームを編成する。 すべての臨床研究センター及び臨床研究部に治験管理部門を設置し、治験を実施することとし、</p>	<p>○ 一般診療に役立つエビデンスづくりのため、国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究をどのように推進し、標準的な診療指針の作成等に寄与しているか。</p> <p>○ 政策医療分野毎にEBMの推進のため、政策医療ネットワークを活用した臨床研究をどのように推進し、政策医療分野の疾患について標準的な診療・治療の指針を作成しているか。</p> <p>○ 評価基準を作成し、臨床研究センター及び臨床研究部の評価を実施しているか。</p> <p>○ 質の高い治験を推進するための必要な体制整備等を進めているか。治験実施症例数について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p>	<p>くりの推進</p> <p>① 一般臨床に役立つ臨床研究の推進 政策医療ネットワークを活用し臨床試験を含む共同研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施する。</p> <p>② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 臨床研究センター、臨床研究部を中心にEBMの推進のための臨床研究を推進する。 また、臨床研究に精通した人材の育成を図るとともに、臨床研究組織の評価制度を充実し、医療必要度、研究力に応じた柔軟な研究体制を構築する。</p>	<p>○ 政策医療ネットワークを活用した臨床研究を推進し、研究成果を情報発信するなど一般臨床に役立つエビデンスづくりを実施しているか。</p> <p>○ EBMの推進のための臨床研究を推進するとともに、臨床研究に精通した人材育成や臨床研究組織の評価制度の充実に取り組んでいるか。</p> <p>○ 質の高い治験を推進するため、体制強化を図るとともに、治験実施症例数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>平成15年度に比し、中期目標の期間中に、治験実施症例数について20%以上の増加(※)を目指す。</p> <p>(※ 平成14年度実績 治験総実施症例数 2,808件)</p> <p>(3)高度先端医療技術の開発や臨床導入の推進 各病院においては、臨床研究センター及び臨床研究部を中心に、その個性を活かした高度先端医療技術の開発を進めるとともに、その特性等を活かし、臨床導入を推進する。</p>	<p>○ 高度先端医療技術の開発やその臨床導入は進展しているか。</p>	<p>治験実施症例数について中期目標の期間中に平成20年度に比し5%以上の増加を目指す。</p> <p>(3)高度・先進医療技術の臨床導入の推進 臨床研究センター及び臨床研究部を中心に、高度医療・先進医療について臨床導入などを推進する。</p> <p>(4)研究倫理の確立 臨床研究や治験を実施する病院すべてに設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会について各病院の審査状況を本部で把握し、その改善に努める。</p>	<p>○ 高度・先進医療技術の臨床導入などは進展しているか。</p> <p>○ 研究倫理の確立のため、各病院に設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会についての審査状況を把握し活用しているか。</p>
<p><b>3 教育研修事業</b> 教育研修事業においては、独自の臨床研修プログラムに基づく質の高い臨床研修医の養成やキャリアパス制度の構築により質の高い医療従事者の養成を行う。</p> <p>(1)質の高い医療従事者の養成 ① 質の高い臨床研修医やレジデントの養成 独自の臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な研修医の養成を行うこととし、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、国立病院機構として受け入れる臨床研修医数について20%以上の増加(※1)を目指す。</p> <p>併せて、良質な医師を養成するため、レジデント(専門分野の研修医をいう。)の養成システムを見直し、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、国立病院機構として受け入れるレジデント数について20%以上の増加(※2)を目指す。</p>	<p>■評価項目5■ 教育研修事業 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【3 教育研修事業における該当部分】</p> <p>○ 独自の臨床研修プログラムに基づき質の高い臨床研修医の養成を行い、受け入れ研修医数について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>○ 良質な医師を養成するため、レジデントの養成プログラムの見直しを行い、受け入れレジデント数についての中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p>	<p><b>3 教育研修事業</b> 教育研修事業においては、独自の臨床研修プログラムに基づく質の高い医師の育成やキャリアパス制度の構築により質の高い医療従事者の育成を行う。</p> <p>(1)質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成 国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。</p> <p>あわせて、臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関し修了基準を設けるなど、研修コースや研修プログラムの充実を図り、良質な医師を育成する。</p> <p>さらに、専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成について、国立病院機構全体として取り</p>	<p>■評価項目6■ 教育研修事業 ○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【3 教育研修事業における該当部分】</p> <p>○ 国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行っているか。</p> <p>○ 専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成に取り組んでいるか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>〔※1 平成15年度 臨床研修医現員数 455名〕 〔※2 平成15年度 レジデント現員数 830名〕</p> <p>② 医師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入と併せて、良質な医師の養成と確保に努める。</p> <p>③ 看護師のキャリアパス制度の構築 専門看護師の育成を含む看護師のキャリアパス制度を構築し、良質な看護師の養成と確保に努める。</p> <p>④ 質の高い看護師等養成 看護師等養成所については、第三者によるカリキュラム評価をすべての養成所において実施して教育の質を高めるとともに、再編成等により専任教官の充実を図る。 また、すべての養成所は、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。</p> <p>⑤ EBMの普及のための研修人材養成 政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づいた医療を提供するため、研修会等を開催して良質な医療従事者の養成を図る。また、治験・臨床研究</p>	<p>○ 医師のキャリアパス制度の構築など、良質な医師の養成と確保に努めているか。</p> <p>○ 看護師のキャリアパス制度の構築など、良質な看護師の養成と確保に努めているか。</p> <p>○ 看護師養成所における第三者によるカリキュラム評価を実施しているか。また、専任教官配置の充実に取り組んでいるか。</p> <p>○ 養成所における地域に開かれた公開講座を実施しているか。</p> <p>○ 政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づく医療を提供するため、研修会等を開催し、良質な医療従事者の養成に取り組んでいるか。また、治験・臨床研究推進のための人材養成に取り組んでいる</p>	<p>組む。</p> <p>② 質の高い看護師等の育成 国立病院機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師の育成を行うとともに、高度な看護実践能力を持ち、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、医療と一体となった高等看護教育に資する取組を行う。 また、看護師等養成所については引き続きカリキュラムの第三者評価を実施し、教育の質の充実を図る。さらに、すべての養成所は地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。</p> <p>③ 医師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の組織や機能の特色を活かして、医師のキャリアパス制度を構築し、本部採用の導入と併せて、良質な医師の育成と確保に努める。</p> <p>④ 看護師のキャリアパス制度の充実 平成18年度から運用している看護師のキャリアパス制度について、プログラムの運用等に係る評価を実施し、引き続き国立病院機構の特色を活かしたキャリアパス制度の充実を図り、良質な看護師の育成と確保に努める。</p> <p>⑤ 医療従事者研修の充実 質の高い医療従事者を育成するため、コ・メディカルをはじめとする医療関係職種を対象とした研修などについて更なる充実を図る。 特に、医療技術の向上を図るため、技術研修の実施体制を計画的に整備するとともに、国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修の充実を図る。</p>	<p>○ 医師など多職種とのチーム医療を提供していくことのできる高度な看護実践能力を持つ看護師育成に取り組んでいるか。</p> <p>○ 看護師等養成所について、カリキュラムの第三者評価を実施するとともに、地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施しているか。</p> <p>○ 医師のキャリアパス制度の構築など、良質な医師の育成と確保に努めているか。</p> <p>○ 看護師のキャリアパス制度の充実を図り、良質な看護師の育成と確保に努めているか。</p> <p>○ 国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修などにより、医療関係職種を対象とした研修の充実を図っているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>推進のための治験コーディネーター等のEBMに精通した人材の養成を行う。</p> <p>政策医療ネットワークにおいては、これらの研修内容等の充実に努めるとともに、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、当該研修会への参加人数について25%以上の増加(※)を目指す。 (※平成14年度実績 研修会延べ参加人数 5,151名)</p> <p>(2)地域医療に貢献する研修事業の実施</p> <p>政策医療ネットワークにより確立したEBMの成果等を普及させるため、各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等の開催により、地域医療への貢献を行う。当該研究会の内容の充実に努めるとともに、中期目標の期間の最終年度において、14万人以上の参加(※)を得られるよう努める。 (※平成14年度実績 研究会延べ参加人数 120,751名)</p>	<p>か。</p> <p>○ 政策医療ネットワークにおいて、EBMに基づいた医療を提供するための研修会について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>○ 各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会等の開催により、地域医療への貢献を行っているか。</p> <p>○ 当該研究会の内容の充実に努めるとともに、中期計画に掲げる目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p>	<p>(2)地域医療に貢献する研修事業の実施</p> <p>政策医療ネットワークにより確立したEBMの成果等を普及させるため、各病院は、地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を開催し、地域社会に貢献する教育活動を実施する。当該研究会等の内容の充実に努めるとともに、開催件数について中期目標の期間中に平成20年度に比し15%以上の増を目指す。</p>	<p>○ <u>地域の医療従事者を対象とした研究会等について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、地域社会に貢献する教育活動を実施しているか。</u></p>
<p>4 災害等における活動</p> <p>災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切な対応を図ることとする。そのため、災害医療研修等を充実する。</p>	<p>■評価項目6■ 災害等における活動</p> <p>○ 災害や公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、医療班の派遣等の迅速かつ適切な対応を図っているか。また、災害医療研修等が充実しているか。</p>	<p>4 総合的事項</p> <p>(1)個別病院ごとの総合的な検証、改善等</p> <p>平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、その結果を公表するとともに、病床数の適正化を含め必要な改善措置を講ずる。</p> <p>その際、国立病院機構の病院の近隣に労災病院等がある場合は、都道府県が策定する医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院機構の病院と労災病院との診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行う。</p> <p>また、厚生労働省において、平成25年度末までに、所管の独立行政法人が運営する病院全体について、それらの病院が果たすべき政策医療及び地域医療における役割を勘案しつつ、政策目的に</p>	<p>■評価項目7■ 総合的事項</p> <p>○ 平成22年度末を目途に、個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、必要な改善措置を講じているか。</p> <p>○ 国立病院機構の病院の近隣に労災病院等がある場合は、個々の病院単位で診療連携の構築を始め効率的な運営の可能性等について検討を行っているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
		<p>沿った医療供給体制の最適化を図る観点から、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行うため、国立病院機構は必要な協力を行う。</p> <p>(2)エイズへの取組推進                      ブロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、エイズ患者及びHIV感染者の増加に適切に対応できるよう、全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、ブロック拠点病院による中核拠点病院への支援、中核拠点病院による拠点病院に対する研修事業の実施及び医療情報の提供など引き続きエイズ医療提供体制の充実に努める。</p> <p>なお、これらを進めるに当たって、必要に応じて国立国際医療センター戸山病院エイズ治療・研究開発センターと相互の連携体制を図る。</p> <p>(3)調査研究・情報発信機能の強化                      臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、本部に総合研究センター(仮称)を設置し、政策医療ネットワークを活用した調査研究・情報発信機能の強化を図る。</p>	<p>○ ブロック拠点病院は、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、医療従事者の人材育成と研修会等の実施やエイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な人的物的体制整備を計画的に進めているか。</p> <p>○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、エイズ医療提供体制の充実に努めているか。</p> <p>○ 臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、総合研究センターを設置し、政策医療ネットワークを活用した調査研究・情報発信機能の強化を図っているか。</p>
<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置                      企業会計原則が適用されることに対応して、会計ルールを見直すとともに、部門別決算、月次決算等</p>	<p>■評価項目7■                      効率的な業務運営体制の確立                      再編成業務の実施</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置                      企業会計原則の下、部門別決算、月次決算等の精度を高め効率的で透明な医療経営の確立を図</p>	<p>■評価項目8■                      効率的な業務運営体制</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>を導入する。また、財務面においては、国立病院機構全体として収支相償(経常損益ベース。以下同じ。)の経営を目指す。これらと併せ、以下の業務の効率化を推進する。</p> <p><b>1 効率的な業務運営体制の確立</b> 国立病院機構においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運営が可能となる組織とする。</p> <p>(1)本部・ブロック組織の役割分担</p> <p>① 役割分担 本部・ブロック組織の役割分担を明確化し、同一業務を分掌しない体制とするとともに、効率的な組織運営とする。このため、管理業務は原則本部が実施することとし、地方で実施した方が合理的で効率的な業務についてはブロック毎に事務所を設置して処理することとする。 ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織運営とする。</p> <p>② 効率的な管理組織体制 平成15年度末の8ブロックを平成16年4月1日に6ブロックに改組する。 また、機構本部・ブロックの職員配置については、平成15年度末の本省国立病院部及び地方</p>	<p>○ 本部・ブロック組織について、役割分担を明確にし、同一業務を分掌しない体制にするなど効率的な運営が可能な組織としているか。</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守)に係る組織についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>る。また、財務面においては、国立病院機構全体として収支相償(経常損益ベース。以下同じ。)の経営を目指す。これらと併せ、以下の業務の効率化を推進する。</p> <p><b>1 効率的な業務運営体制</b> 国立病院機構においては、本部・ブロック組織、院内組織及び職員配置等について、効率的な運営が可能となる組織とする。 また、年々増大する業務量に対応するため、個別業務の必要性・重要性、やり方等の見直しを図り効率化に努める。</p> <p>(1)本部・ブロック事務所による病院指導・支援機能の強化</p> <p>① 本部・ブロック機能の強化 本部・ブロック組織は、その役割分担に基づき、法人の管理業務は原則本部で実施し、地方で実施した方が合理的かつ効率的な業務についてはブロック組織が分担するなどにより、病院業務の指導・支援業務を行う。 加えて、本部内の研究課の組織を見直し、臨床研究の総括、治験の推進、診療情報の分析を行う総合研究センター(仮称)を設置し、業務の充実と情報発信を図る。 また、本部のIT推進室をHOSPnetの運用管理などを担う常設組織とし、業務・システムの最適化計画の検証・評価についても引き続き実施することとする。 ブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた組織とする。</p> <p>② 効率的な管理組織体制 機構本部・ブロック合計の職員数について、平成20年度末の291名から288名へ見直しを行う。</p>	<p>○ 本部・ブロック組織については、その役割分担に基づき、病院業務の指導・支援業務を実施するなど効率的な運営が可能な組織としているか。</p> <p>○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。(厚労省評価委評価の視点)</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>厚生(支)局病院管理部の定員388名から平成16年4月1日に本部・ブロック合計の職員数を291名へ見直しを行う。</p> <p>(2)弾力的な組織の構築</p> <p>① 院内組織の効率的・弾力的な構築 効率的な体制の標準型に基づき、各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。</p> <p>② 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置づけを明確化する。</p> <p>イ 地域医療連携室の設置 すべての病院に地域医療連携室を設置して、地域医療との連携への取組を強化する。</p> <p>ウ 医療安全管理室の設置</p>	<p>○ 各病院の組織については、効率的な体制の標準型に基づき、病院の地域事情や特性を考慮した効率的な体制としているか。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>(参考)平成15年度末 平成20年度末</p> <p>388名 291名</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;">                     本省国立病院部及び 地方厚生(支)局病院 管理部の定員                 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 5px;">}</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     本部・ブロック事務所 の定数                 </div> </div> </div> <p>③ 内部統制の充実 内部統制の充実を図るため、本体内組織を見直し、内部監査、調達(契約調査等)を実施する組織の明確化と専任職員の配置を行う。 また、コンプライアンスの徹底に対する取組の推進を図るため、各組織における取組の強化(法令遵守状況の確認方法の確立)を行うことや職員への周知、研修会の開催により職員の倫理観を高めていく。</p> <p>(2)弾力的な組織の構築</p> <p>① 院内組織の効率的・効果的な構築 引き続き各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。</p> <p>② 組織運営の方針 ア 副院長複数制の導入 病院の機能に応じて複数の副院長(特命事項を担う場合を含む)の配置を行うとともに、副院長の役割と院内での位置づけを明確化する。 また、看護職や事務職の副院長について、必要に応じて配置する。</p> <p>イ 地域連携部門の体制強化 すべての病院の地域医療連携室に専任職員を配置して体制を強化し、地域医療との連携への取組を強化する。</p> <p>ウ 医療安全管理部門の強化</p>	<p>○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 病院の組織については、各病院の地域事情や特性を考慮した効率的な体制としているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>すべての病院に医療安全管理室を設置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。</p> <p>エ 看護部門の改革 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的・効果的な運営体制とする。</p> <p>オ 事務部門の改革 事務部門については、従来の管理業務主体の組織から経営企画重視の組織とする。</p> <p>(3)職員配置 各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮して、適切なものとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕組みとする。</p> <p>(4)職員の業績評価等の適切な実施 組織目標を効率的かつ効果的に達成するため、職員の業績を適切に評価する人事評価制度を導入する。</p>	<p>○ 職員配置数については、各職員の職務と職責を考慮して、適切なものとするとともに、業務量の変化に対応した柔軟な配置ができる仕組みになっているか。</p> <p>○ 職員の業績を適切に評価する人事評価制度を導入しているか。</p>	<p>すべての病院の医療安全管理室に専任職員を配置して、リスクマネジメントへの取組を強化する。</p> <p>エ 看護部門の体制強化 看護部門については、病棟部門と外来部門の連携の推進をはじめ、効率的・効果的な運営体制とする。 また、病院ごとの病床規模や機能に応じて、副看護部長を複数配置し、看護体制の強化を図る。</p> <p>オ 事務部門の改革 病床規模や機能に応じて事務部門の配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p> <p>カ 人材育成、教育研修機能の強化 看護師長(教育担当)の配置を行い、新人看護師の教育や有為な人材育成をし、更に離職防止を図る。 また、病院に職員の教育研修を司る教育研修部又は教育研修室を設置するとともに、看護師長(教育担当)、事務職やコメディカル職種を含んだ組織体制の構築を検討し、人材育成体制の強化を図る。</p> <p>(3)職員配置 各部門における職員の配置数については、各職員の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、活動性に応じた配置及び医療需要に応じた配置に取り組む。</p> <p>(4)職員の業績評価等の適切な実施 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を適正に評価し、職員の給与に反映させるとともに業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度について、当該制度の適切な運用を継続することにより定</p>	<p>○ 職員配置数については、各職員の職務と職責を考慮して適切なものとするとともに、活動性や医療需要に応じた配置としているか。</p> <p>○ 職員の業績評価制度について、適切な運用を図っているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>(5)外部評価の活用等 独立行政法人評価委員会の評価結果を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用する。</p> <p>(6)看護師等養成所の再編成 看護師等養成所については、専任教官の充実などにより質の高い養成を行うとともに、その効率的な運営の観点から再編成を行い、平成15年度の80ヶ所から中期目標の期間中に49ヶ所とする。</p>	<p>○ 独立行政法人評価委員会の評価を業務改善に積極的に反映させるとともに、会計監査人による会計監査を有効に活用しているか。</p> <p>○ 看護師等養成所の再編成が着実に進展しているか。</p> <p>○ 再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。</p>	<p>着を図り、併せて、人事制度への一層の活用を図ることにより、病院及び機構全体の能率的運営につなげる。</p> <p>(5)監事監査、外部監査等の充実</p> <p>① 監査法人等を活用したチェック体制の強化 毎年全病院に対し会計監査人による会計監査を実施する。</p> <p>② 監事機能との連携の強化 契約事務の適正性を担保するために、監事と連携して抜き打ち監査を実施する。また、監事監査の結果を活用するなど、内部監査において、監事機能との更なる連携を図る。</p> <p>③ 外部評価の活用 日本医療機能評価機構等の病院評価受審病院数を中期目標の期間中に平成20年度末の46病院から73病院以上にする。</p> <p>(6)再編成業務等の実施 旧国立病院・療養所の再編成業務については、中期目標の期間中に統廃合が予定されている1件をその経営に留意しつつ着実に実施するとともに、残る1件についても統合に向けた準備を行う。</p>	<p>○ 全病院に対し会計監査人による会計監査を実施するとともに、抜き打ち監査を実施するなど監事機能との連携強化が図られているか。</p> <p>○ 外部機関による病院評価受審病院数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>○ 再編成業務について、その経営に留意しつつ着実に実施しているか。</p>
<p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 個々の病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行うことにより、診療報酬上の新</p>	<p>■評価項目8■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)業務運営コストの節減等 (2)業務運営の効率化に関する事項</p> <p>○ 各病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、効率的な組織編成や職員の適性配置を行うことにより、診療収入等の増収及び経費節減に努め、個々の病院において収支相償ないしそれ</p>	<p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 個々の病院の特色・機能を十分に発揮させるとともに、院内の効率的・効果的な組織の構築や職員の適正な配置を行うことにより、診療報酬上の施</p>	<p>■評価項目9■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)経営意識の向上 (2)業務運営コストの節減等 ①業務運営コストの節減</p> <p>○ 各病院は、診療報酬上の施設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて、安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、収支相償ないしそれ以上を目指しているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>たな基準等の取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて増収を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償ないしそれ以上を目指す。なお、収支相償を超える病院については、実績が評価される仕組みをつくる。</p>	<p>以上を目指して取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収支相償を超える病院について、実績が評価される仕組みを導入しているか。</li> <li>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第2の2 業務運営の見直しや効率化による収支改善該当部分】</li> <li>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</li> <li>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</li> <li>○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</li> <li>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</li> <li>・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</li> </ul>                     (政・独委評価の視点)                 </li> </ul>	<p>設基準の新規取得や効率的・効果的な医療の提供を通じて安定的な収入の確保を図るとともにコスト削減に努め、個々の病院においても収支相償ないしそれ以上を目指す。</p> <p>なお、QC活動奨励表彰を通じて、サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励し、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ QC活動等を通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。</li> <li>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第2の2 業務運営の見直しや効率化による収支改善該当部分】</li> <li>○ 業務改善の取組を適切に講じているか。(業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等)(厚労省評価委評価の視点)</li> <li>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</li> <li>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</li> <li>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。(厚労省評価委評価の視点)</li> <li>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</li> </ul>
<p>(1)業務運営コストの節減等 医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検等様々な取組を行うことにより、中期目標の期間の5年間を累計した損益計算において、経常収支率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中期計画に掲げる経常収支率に係る目標の達成に向けて、医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検等の取組を行うことにより、費用の節減等を図っているか。</li> </ul>	<p>(1)経営意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営力の向上 取り巻く医療環境の変化に応じて、個別病院ごとの経営戦略や、毎年の事業計画を通じた経営管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成に努めているか。また、経営能力並びに診療報酬請求事務能力</li> </ul>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>が100%以上となるよう費用の節減等を図る。</p> <p>① 材料費 包括評価等の今後の診療報酬改定を考慮しつつ、後発医薬品の採用促進、同種同効医薬品の整理、共同購入等の調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増の抑制を図る。 また、企業会計原則に基づいて適正に棚卸しを行うことにより、過剰な在庫を削減する。</p>	<p>○ 後発医薬品の採用促進、同種同効医薬品の整理、共同購入等の調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増の抑制を進めているか。また、棚卸しを行い適正な在庫管理に取り組んでいるか。</p>	<p>理サイクルをさらに充実させる。 病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成を図る。 また、経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに診療報酬請求事務能力の向上を目的とした研修を定期的に行うことにより職員の資質向上に努める。</p> <p>② 政策医療にかかるコスト分析 結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、精神等の政策医療に係るコストの分析を実施し、必要な機能を維持しつつ適正なコスト管理を実施する。</p> <p>(2)業務運営コストの節減等 医薬品等の購入方法や業務委託の推進・点検、医業未収金対策の徹底等様々な取組や国立病院機構が有する人的・物的資源等及びそのネットワークを有効に活用し、経営改善を図るための取組を実施することにより、中期目標期間の各年度における損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう費用の節減等を図る。 また、診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させる。</p> <p>① 業務運営コストの節減 ア 材料費 同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の標準化を進め、共同購入の対象品目を拡大するなど、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増加の抑制を図る。 また、包括評価等の今後の診療報酬改定を考慮しつつ後発医薬品の採用を促進し、平成24年度までに数量ベースで30%(購入金額ベース15%)以上の採用を図る。なお、後発医薬品</p>	<p>の向上を目的とした研修を定期的に行うことにより職員の資質向上に努めているか。</p> <p>○ 政策医療に係るコストの分析を実施し適正なコスト管理に努めているか。</p> <p>○ 使用医薬品の標準化を進め、調達方法及び対象品目等の見直しを行い、薬品費と消耗品費等の材料費率の増加抑制を図るとともに、後発医薬品の採用について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組んでいるか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>② 人件費率等</p> <p>人事に関する計画に基づき、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、中期目標の期間中、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑制を図る。</p>	<p>○ 適正な人員の配置等に取り組み、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指して抑制を図っているか。</p>	<p>の利用促進にあたっての課題の把握にも努める。</p> <p>イ 人件費率等</p> <p>人事に関する計画に基づき、医療の高度化や各種施策などにも留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、中期目標の期間中、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指す。</p> <p>また、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に取り組むとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。その際、併せて、医療法(昭和23年法律第205号)及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>なお、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p>	<p>○ 適正な人員の配置等に取り組み、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指しているか。</p> <p>○ <u>人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減を引き続き着実に取り組むとともに、医療法等の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応に取り組んでいるか。</u></p> <p>○ 総人件費改革は進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に依り、取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 給与水準が適正に設定されているか。(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。)(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</li> </ul>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>③ 建築コスト 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減に直接結びつく一括契約の導入等を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>④ 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等の運営、委託形態 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等について、契約方法及び契約額等を見直すことにより、費用の節減を図る。</p>	<p>○ 病院建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減に結びつく一括契約の導入等を図るなど、投資の効率化を図っているか。</p> <p>○ 院内売店、食堂、喫茶、駐車場等について、適切に契約方法等の見直しが行われているか。</p>	<p>ウ 投資の効率化</p> <p>a. 建物整備 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト合理化のため標準仕様に基づく整備を行い、投資の効率化を図る。</p> <p>b. 医療機器整備 大型医療機器の共同入札を実施するなど医療機器の購入費用の削減を図る。</p> <p>エ 適正な契約事務の実施 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。また、平成19年に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>	<p>・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 病院建築単価の見直し等や大型医療機器の共同入札により投資の効率化を図っているか。</p> <p>○ 契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>⑤ 一般管理費の節減 平成15年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職給付費用等を除く。)について、15%以上節減を図る。</p> <p>(2)業務運営の効率化に関する事項 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間で5%以上の人件費削減の取組を行うが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、心神喪失者等医療観察法、障害者自立支援法等の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応とともに、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の</p>	<p>○ 一般管理費について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。</p> <p>○ 人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて5%以上の削減を行うための取組を進めたか。</p> <p>○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p> <p>○ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事</p>	<p>オ 市場化テストの実施 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、原則として、平成22年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施することとし、対象品目、対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年10月までに策定する。</p> <p>カ 一般管理費の節減 平成20年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(人件費を除く。)について、15%以上節減を図る。</p>	<p>○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。(独立行政法人会計基準の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)(厚労省評価委評価の視点)</p> <p>○ 各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、計画を策定し、市場化テストを実施しているか。</p> <p>○ 一般管理費について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取組み、着実に進展しているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>処遇の改善等にも留意しつつ、適切な取組を行う。なお、中期目標の最終年度までにおいても必要な取組を行う。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼性確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p>		
<p>(3)医療資源の有効活用</p> <p>国立病院機構が有する人的・物的資源及びそのネットワークを有効に活用して、経営改善を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>① 医療機器の効率的な利用の推進</p> <p>既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図る。なお、稼働率の向上が見込まれない医療機器については、他の医療機関との共同利用を推進する。</p> <p>② 病床の効率的な利用の推進</p> <p>病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努める。</p>	<p>■評価項目9■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善 (3)医療資源の有効活用 医療機器・施設設備に関する計画</p> <p>○ 医療機器の稼働率の向上、他の医療機関との共同利用など、効率的な利用を推進しているか。</p> <p>○ 病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに新規患者数を増加させる等により、収支の改善に努めているか。</p> <p>○ 費用対効果や法人全体の財務を総合的に勘案して、必要な医療機器・施設整備の整備を中期計画に沿って行っているか。</p>	<p>② 医療資源の有効活用</p> <p>ア. 医療機器の効率的な利用の促進</p> <p>既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図るとともに、他の医療機関との共同利用を推進し、平成20年度に比し、中期目標の期間中に、CT、MRIの高額医療機器(※1)の共同利用数について10%以上の増加(※2)を目指す。</p> <p style="text-align: center;">〔※1 CT(コンピュータ断層撮影装置) MRI(磁気共鳴診断装置) ※2 平成20年度実績 総件数 56,098件〕</p> <p>イ. 病床の効率的な利用の促進</p> <p>病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮を図るとともに、新規患者数を増加させる等により収支の改善に努める。</p> <p>また、入院患者数に応じた病棟集約など、患者数の動向や将来計画を見据えた効率的な病棟運営に努める。</p> <p>ウ. 保有資産の有効活用</p> <p>閉校した看護師等養成所等の資産について</p>	<p>■評価項目10■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)②医療資源の有効活用</p> <p>○ <u>高額医療機器の共同利用数について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、医療機器の効率的な利用促進を図っているか。</u></p> <p>○ 病診連携・病病連携の推進等により平均在院日数の短縮や新規患者数の増加に努めるとともに、入院患者数に応じた病棟集約など効率的な病棟運営に努めているか。</p> <p>○ 閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した売却等に努め、医療機</p>
	<p>■評価項目10■</p> <p>業務運営の見直しや効率化による収支改善</p>		

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>(4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等 診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させる。また、運営費交付金対象事業以外の事業についても効率化を図る。</p> <p>① 臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等の外部の競争的研究費の獲得に努め、中期目標の期間中において、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行って研究の効率化に努める。</p> <p>② 教育研修事業 看護師等養成所の入学金及び授業料、受託研修料等について、民間の水準を考慮の上、その適正化に努め、平成15年度に比し、中期目標の期間中に、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、教育研修事業における収支率を20%以上改善する。</p>	<p>(4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等 ○ 診療事業以外の事業、特に運営費交付金対象事業については、自己収入の確保や費用節減に努めることにより、新規拡充業務を除いて、その費用のうち運営費交付金等の割合を低下させているか。</p> <p>○ 臨床研究事業については、外部の競争的研究費の獲得等に努め、研究の推進と効率化に取り組んでいるか。</p> <p>○ 教育研修事業については、授業料等の改定及び費用の縮減を図り、教育研修事業における収支率を中期計画に掲げる目標値の達成に向けて改善させているか。</p>	<p>て、病院機能との連携を考慮した売却、貸付等に努め、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化など有効活用に努める。</p> <p>エ. 教育研修事業 中期目標の期間中の国立病院機構附属養成所卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、各年ごとに全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指す。</p>	<p>関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化など有効活用に努めているか。</p> <p>○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 国立病院機構附属養成所において、卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めるとともに、全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指し、充実した教育を実施しているか。</p>
<p>(5)財務会計システムの導入等IT化の推進 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムを導入し、部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況が分析可能なものとするにより経営改善を進める。</p> <p>(6)業務・システム最適化 国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける、システム構成及び調達方式の見直しを行</p>	<p>■評価項目11■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (5)財務会計システムの導入等IT化の推進 (6)業務・システム最適化</p> <p>○ 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムを導入し、部門別決算や月次決算を適切に行い、適切な業務運営と経営改善のために有効に利用しているか。</p> <p>○ 各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析することにより、経営改善に取り組んでいるか。</p> <p>○ システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を行ったか。</p>	<p>オ. IT化の推進 会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムにより、部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析し経営改善を進める。 また、財務会計システムを活用し、政策医療の実施にかかるコスト分析を行うとともに、適正なコストの把握に努める。 なお、医事会計システムを更新する際には標準化(国立病院機構内での共通仕様)されたシステムの導入を図り、中期目標の期間中に全病</p>	<p>○ 財務会計システムの活用により、部門別決算や月次決算を行い、適切な業務運営や経営改善のために有効に利用するとともに、政策医療の実施にかかるコスト分析を行い、適切なコストの把握に努めているか。</p> <p>○ 医事会計システムの標準化が着実に進展しているか。</p> <p>○ 平成20年度に実施した「業務・システム最適化計画」の検証・評価を実施し、次期最適化計画策</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図るため、体制整備を行い、上記システムに係るシステム監査及び刷新可能性調査を平成18年度中に実施し、これらを踏まえ平成19年度中に業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。さらに、平成20年度より最適化計画を策定し、公表する。さらに、平成20年度より最適化に着手する。</p>	<p>○ 業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p>	<p>院が標準化されるよう努める。 平成20年度に実施した「業務・システムの最適化」について、検証・評価を実施し、業務の見直しを含めた次期最適化計画を策定する。</p>	<p>定に向けて適切に取り組んでいるか。</p>
		<p>③ 収入の確保 ア. 未収金対策の徹底 各病院において提供した医療の正当な対価として当然収納すべき診療費が滞納されている医業未収金については、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努めることで、平成20年度(※)に比して医業未収金比率の低減を図る。 また、医業未収金の支払案内等の市場化テストについては、平成22年9月末現在の状況を踏まえ、平成23年度以降の市場化テストの実施について検証する。</p> <p>※ 平成20年度(平成19年4月～平成21年1月末時点) 医業未収金比率0.11% 医業未収金比率=医業未収金/医業収益 (医業収益に対するその他医業未収金の割合)</p> <p>イ. 診療報酬請求業務の改善 医事業務研修の実施による職員の能力向上及び院内でのレセプト点検体制の確立等により</p>	<p>■評価項目11■ 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (2)③収入の確保</p> <p>○ 医業未収金について、新規発生防止の取組を一層推進し、また、法的手段の実施等によりその回収に努め、医業未収金比率の低減を図っているか。</p> <p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 医事業務研修の実施による職員の能力向上及び院内でのレセプト点検体制の確立等により適切な請求業務の実施に取り組んでいるか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
		<p>適切な請求業務の実施に取り組む。</p> <p>ウ、臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等の外部の競争的研究費の獲得に努め、中期目標の期間中において、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行い研究の効率化に努める。</p>	<p>○ 外部の競争的研究費の獲得に努め、更なる研究を推進するとともに、適正な評価を行い研究の効率化に努めているか。</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、国立病院機構全体の財務内容の改善を図るため、以下の目標を達成する。</p> <p>1 経営の改善 中期目標の期間の5年間で累計した損益計算において、経常収支率を100%以上とすることを目指す。</p>	<p>■評価項目12■ 経営の改善</p> <p>○ 中期計画で掲げた経常収支率に係る目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、国立病院機構全体の財務内容の改善を図るため、以下の目標を達成する。</p> <p>1 経営の改善 部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況を分析することにより経営改善を進め、中期目標期間の国立病院機構全体における各年度の損益計算において、経常収支率を100%以上とすることを目指す。 再生プラン対象病院について平成22年度末の経営改善計画の達成状況を踏まえ、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に引き続き取り組む。</p> <p>(参考)再生プラン(個別病院ごとの経営改善計画) 特に早急に経営改善着手が必要な58病院において、部門毎の生産性に着目するなどして改善項目を検討し、行動目標を明確化した中期的な個別病院毎の経営改善計画。(平成19年度末策定)</p>	<p>■評価項目12■ 経営の改善</p> <p>○ <u>各年度の損益計算について、中期計画に掲げている目標の達成に向けて取り組み、経営改善を着実に実施しているか。</u></p> <p>○ 再生プラン対象病院について、診療機能・病床規模の見直しなど必要な措置を講じるとともに、個別病院の経営改善に取り組んでいるか。</p> <p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
	<p>点)</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>		
<p>2 固定負債割合の改善</p> <p>各病院の機能の維持を図りつつ、投資を抑制的に行うことにより、機構の固定負債(長期借入金の残高)を減少させる。</p> <p>そのため、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金等の償還確実性等を確保するとともに、一定の自己資金を用意することを原則とする。</p> <p>1 予 算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p>	<p>■評価項目13■</p> <p>固定負債割合の改善 機構が承継する債務の償還 等</p> <p>○ 投資を抑制的に行い、固定負債の減少を図っているか。また、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たって、長期借入金等の償還確実性等や一定の自己資金等を含め、基本的な考え方は整備されているか。</p> <p>○ 収支計画及び資金計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)</p> <p style="margin-left: 20px;">i 資金運用の実績</p> <p style="margin-left: 20px;">ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>2 固定負債割合の改善</p> <p>各病院の機能の維持・向上を図りつつ、経営の改善が図られる投資を計画的に行うとともに、国立病院機構の固定負債(長期借入金の残高)を減少させる。</p> <p>そのため、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金等の償還確実性等を確保するとともに、一定の自己資金を用意することを原則とする。</p> <p>1 予 算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p> <p>3 医療機器・建物整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する医療機器・建物整備については、別紙4のとおりとする。</p>	<p>■評価項目13■</p> <p>固定負債割合の改善 医療機器・建物整備に関する計画 等</p> <p>○ 投資を計画的に行い、固定負債の減少を図るとともに、個々の病院における建物や大型医療機器の投資に当たって、長期借入金等の償還確実性等や一定の自己資金等を含め、基本的な考え方は整備されているか。</p> <p>○ 収支計画及び資金計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。</p> <p>○ 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)</p> <p style="margin-left: 20px;">i 資金運用の実績</p> <p style="margin-left: 20px;">ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 医療機器・建物整備に関する計画について、計画と実績とを比較して乖離がある場合、その理由は合理的なものか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 110,000百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)に充てる。</p>	<p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められているか。</p> <p>○ 借入金の元利償還を確実にしているか。</p> <p>○ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>4 機構が承継する債務の償還</p> <p>国立病院機構全体として収支相償を維持しつつ、借入金の元利償還を確実に行う。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 60,000百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応</p> <p>② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応</p> <p>③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>○ 国立病院機構全体として収支相償を維持しつつ、借入金の元利償還を確実にしているか。</p> <p>○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切なものと認められるか。</p> <p>○ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>■評価項目14■</p> <p>人事に関する計画</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>■評価項目14■</p> <p>人事に関する計画</p> <p>広報に関する計画</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項該当部分】</p>

# 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p>1 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。</p> <p>技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング化等による効率化を図る。</p> <p>また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、ブロック内での職員一括採用を行うとともにブロック内での人事交流を促進するための人事調整会議の設置を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>国立病院機構の平成16年度期首における常勤職員数を46,607人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間中においては、適正な人員配置等により人件費率等の抑制に努める。</p> <p>特に、技能職については、中期目標の期間中714人(※)の純減を図る。</p> <p>(※ 平成15年度の技能職員定員数の2割相当)</p> <p>(参考)</p> <p>中期目標の期間中の人件費総額見込み 1,609,594百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 医療機器・施設設備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する医療機器・施設設備については、別紙4のとおりとする。</p>	<p>○ 良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事者を適切に配置しているか。また、適正な人員配置等により人件費等の抑制に努めているか。</p> <p>○ 技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング化等による効率化を図り、中期計画に掲げる目標値の達成に向けて取り組み、着実に進展しているか。</p> <p>○ 良質な人材の確保、育成・能力開発、人事評価等について、適切に行うようシステムの確立を図っているか。</p> <p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)【第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項該当部分】</p> <p>○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 総人件費改革取組開始からの経過年数に応じ、取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、引き続きブロック内での職員一括採用や人事交流を促進するための人事調整会議を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組についても推進する。</p> <p>② 指標</p> <p>国立病院機構の平成21年度期首における常勤職員数を49,021人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間中においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置等に努める。</p> <p>特に、技能職については、中期目標の期間中710人(※)の純減を図る。</p> <p>(※ 平成21年度期首の技能職員定数の3割相当)</p> <p>(参考)中期目標の期間中の人件費総額見込み 1,628,038百万円</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>2 広報に関する事項</p> <p>国立病院機構及び各病院の使命、果たしてい</p>	<p>○ 良質な医療を効率的に提供するために、医師、看護師等の医療従事者を適切に配置するとともに、医師・看護師不足に対する確保対策に取り組んでいるか。</p> <p>○ 良質な人材の確保、育成・能力開発、人事評価等について、適切に行うようシステムの確立を図っているか。</p> <p>○ 国立病院機構の役割、業務等について、積極的な広報に努めているか。</p>

## 国立病院機構 評価の視点(前回との比較)

旧(第1期:平成16年度～平成20年度)		新(第2期:平成21年度～平成25年度)	
中期計画	評価の視点	中期計画	評価の視点(案)
<p><b>3 再編成業務の実施</b> 旧国立病院・療養所の再編成業務については、中期目標の期間中に統廃合が予定されている8件を、その経営に留意しつつ着実に実施する。</p> <p><b>4 機構が承継する債務の償還</b> 企業会計原則に基づく、会計処理へと変わることから、国立病院機構全体として、収支相償を目指すとともに、借入金の元利償還を確実に行う。</p>	<p>点)</p>	<p>る役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信に努める。</p> <p><b>3 積立金の処分に関する事項</b> 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てることとする。</p>	

## 国立病院機構の評価項目について

## 第1期中期目標期間

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	診療事業 (1)患者の目線に立った医療の提供
2	診療事業 (2)患者が安心できる医療の提供
3	診療事業 (3)質の高い医療の提供
4	臨床医研究事業
5	教育研修事業
6	災害等における活動
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
7	効率的な業務運営体制の確立 再編成業務の実施
8	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)業務運営コストの節減等 (2)業務運営の効率化に関する事項
9	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (3)医療資源の有効活用 医療機器・施設設備に関する計画
10	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等
11	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (5)財務会計システムの導入等IT化の推進 (6)業務・システム最適化
予算、収支計画及び資金計画	
12	経営の改善
13	固定負債割合の改善 機構が承継する債務の償還 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 剰余金の使途
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
14	人事に関する計画
15	医療機器・施設設備に関する計画 (9で評価)
16	再編成業務の実施 (7で評価)
17	機構が承継する債務の償還 (13で評価)



## 第2期中期目標期間

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	診療事業 (1)患者の目線に立った医療の提供
2	診療事業 (2)安心・安全な医療の提供
3	診療事業 (3)質の高い医療の提供
4	診療事業 (4)個別病院に期待される機能の発揮
5	臨床研究事業
6	教育研修事業
7	総合的事項
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
8	効率的な業務運営体制
9	業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)経営意識の向上 (2)業務運営コストの節減等 ①業務運営コストの節減
10	業務運営の見直しや効率化による収支改善 ②医療資源の有効活用
11	業務運営の見直しや効率化による収支改善 ③収入の確保
予算、収支計画及び資金計画	
12	経営の改善
13	固定負債割合の改善 医療機器・建物整備に関する計画 機構が承継する債務の償還 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 剰余金の使途 積立金の処分に関する事項
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
14	人事に関する計画 広報に関する事項 積立金の処分に関する事項 (13で評価)

## 国立病院機構における債券発行・長期借入金の推移

(単位:千円)

年度	債券発行				長期借入金													
	計画額	実績額	償還額	債券発行額 年度末残高	計画額			実績額			償還額			長期借入金 年度末残高				
					財政投資 資金	民間借入	計	財政投資 資金	民間借入	計	財政投資 資金	民間借入	計	財政投資 資金	民間借入	計		
平成16年度期首																747,147,042		747,147,042
平成16年度					44,000,000	0	44,000,000	36,800,000	0	36,800,000	43,994,059	0	43,994,059	739,952,983				739,952,983
平成17年度	3,000,000	3,000,000		3,000,000	29,000,000	1,000,000	30,000,000	25,400,000	0	25,400,000	46,005,292	0	46,005,292	719,347,691				719,347,691
平成18年度	3,000,000	3,000,000		6,000,000	24,300,000	1,000,000	25,300,000	14,300,000	0	14,300,000	47,132,565	0	47,132,565	686,515,127				686,515,127
平成19年度	5,000,000	5,000,000		11,000,000	37,000,000	1,000,000	38,000,000	10,000,000	0	10,000,000	57,402,754	0	57,402,754	639,112,373				639,112,373
平成20年度	5,000,000	0	3,000,000	8,000,000	53,500,000	1,000,000	54,500,000	0	0	0	49,966,882	0	49,966,882	589,145,491				589,145,491
平成21年度	5,000,000	0	3,000,000	5,000,000	45,500,000	0	45,500,000	0	0	0	47,242,233	0	47,242,233	541,903,258				541,903,258
平成22年度(案)	5,000,000		3,000,000	7,000,000	41,800,000 注2)	2,400,000	44,200,000				48,421,216	20,000	48,441,216	535,282,042	2,380,000			537,662,042

注1) 平成17年度に完済した改革推進公共投資独立行政法人国立病院機構施設整備事業資金貸付金を除く。

注2) 平成22年度計画額のうち財政融資資金には、平成21年度からの繰越額172億円を含む。

## 独立行政法人国立病院機構の平成22年度長期借入金計画（案）

独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するために行う病院の更新築等整備に必要な資金について、財政融資資金及び民間銀行等からの借入れを行うものである。

## 【平成22年度計画額】

区 分	財政融資資金	民間借入金
	施設設備整備	施設設備整備
計 画 額	41,800百万円	2,400百万円

※ 財政融資資金のうち施設設備整備については、前年度からの繰越17,200百万円を含む。

## 【借入条件】

区 分	財政融資資金			民間借入金
	施設設備整備			施設設備整備
借 入 金 の 使 途	施設設備整備			施設設備整備
償 還 期 間	25年（うち据置5年）	10年	5年	10年
借 入 利 率	借入日の借入金利による （参考：H22.2.10現在 1.3%）	借入日の借入金利による （参考：H22.2.10現在 0.9%）	借入日の借入金利による （参考：H22.2.10現在 0.4%）	借入日の借入金利による

※ 平成21年度借入実績はない。（H22.3.2現在）

## 独立行政法人国立病院機構の平成22年度債券発行計画（案）

独立行政法人国立病院機構が行う建物整備等に必要な資金について、国立病院機構債券の発行により調達を行うものである。

		50億円
発行予定額	5年債	50億円
発行予定時期		平成22年6月～平成23年3月

※債券の利率等については債券募集の日に決定

発行に要する費用については、発行条件（利率）等に影響を受けるため、現時点では未定。

※なお、平成20年度・平成21年度の発行実績はない。

## 【参考：平成19年度発行実績】

	第3回債	第4回債
発行総額	30億円	20億円
年限	3年	5年
募集（条件決定）日	H19.6.12	H19.6.12
発行（払込）日	H19.6.21	H19.6.21
クーポン（表面利率）	1.31%	1.63%
発行価格（額面100円あたり）	99.97円	99.99円
格付（格付投資情報センター）	AAA	AAA

## 独立行政法人国立病院機構の平成22年度償還計画(案)

【平成22年度償還計画】

(単位:千円)

区 分	金額
償還予定額	51,441,216

(参考1) 平成22年度借入・発行予定

(単位:千円)

		財政融資資金	国立病院機構債	民間借入金	計
借入・発行残高 (平成21年度末)	A	541,903,258	5,000,000	0	546,903,258
借入・発行予定額	B	41,800,000	5,000,000	2,400,000	49,200,000
償還予定額	C	48,421,216	3,000,000	20,000	51,441,216
借入・発行残高 (平成22年度末) D=A+B-C	D	535,282,042	7,000,000	2,380,000	544,662,042

(参考2) 長期借入金等の償還期限及び償還方法

		昭和58年度 ～平成8年度	平成9年度 ～平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設整備	財政融資資金	25年 5年据置半年賦 元金均等償還	←	←	←	←	←	←	←	←
		—	—	—	—	—	—	—	—	10年 半年賦 元金均等償還
		—	—	—	—	—	—	5年 半年賦 元金均等償還	←	←
	国立病院 機構債券	—	—	—	—	—	5年 5年後一括償還	←	←	←
	民間借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	10年 月賦 元金均等償還
医療機器整備	財政融資資金	25年 5年据置半年賦 元金均等償還	—	—	—	—	—	—	—	—
		—	10年 1年据置半年賦 元金均等償還	←	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	6年 1年据置半年賦 元金均等償還	←	←	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	5年 半年賦 元金均等償還	—	—
	国立病院 機構債券	—	—	—	3年 3年後一括償還	←	←	←	5年 5年後一括償還	←

(参考3)平成22年度以降の償還額

(単位:千円)

年 度	財政融資資金	国立病院機構債券	民間借入金
平成22年度	48,421,216	3,000,000	20,000
平成23年度	46,810,306	-	240,000
平成24年度	42,772,538	2,000,000	240,000
平成25年度	40,685,009	-	240,000
平成26年度	38,596,379	-	240,000
平成27年度	38,298,704	5,000,000	240,000
平成28年度	36,911,819	-	240,000
平成29年度	35,624,607	-	240,000
平成30年度	34,695,377	-	240,000
平成31年度	31,704,807	-	240,000
平成32年度	28,715,078	-	220,000
平成33年度	26,313,109	-	-
平成34年度	24,715,197	-	-
平成35年度	22,464,975	-	-
平成36年度	20,037,063	-	-
平成37年度	17,070,800	-	-
平成38年度	13,844,048	-	-
平成39年度	11,219,514	-	-
平成40年度	8,097,718	-	-
平成41年度	4,750,000	-	-
平成42年度	3,405,000	-	-
平成43年度	2,487,500	-	-
平成44年度	1,855,000	-	-
平成45年度	1,855,000	-	-
平成46年度	1,855,000	-	-
平成47年度	497,500	-	-
合 計	583,703,258	10,000,000	2,400,000

※ 平成22年度までの借入等に基づく償還額。

## 独立行政法人国立病院機構の役員の退職金に係る業績勘案率

## 1. 退職役員について

- (1) 氏名：白石 博之（しらいし ひろゆき）  
 (2) 役職：独立行政法人国立病院機構 理事（理財担当）  
 (3) 在職期間：平成16年4月1日から平成21年8月27日

## 2. 業績勘案率の算定について

## (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

	第1期中期目標期間（平成16～20年度）
法人の年度業績勘案率	1.68 (別添1)
平均値の分類	X
各分類に対応する率	1.5

○ 在籍月数：65か月（平成16～20年度各60か月、平成21年度5か月）

## (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定

平成21年4月から8月までの5か月間においては、年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別添2）と平成20年度の実績を比較考量すると、ほぼ同水準とみなすことが適当。

- 平均値の分類 X  
 ○ 各分類に対応する率 1.5  
 ○ 在職月数 5か月

## (3) 業績勘案率の計算式（在籍月数合計65か月）

$$(1.5 \times 60 + 1.5 \times 5) \div 65 = 1.5$$

## (4) 役員の在職期間における目的積立金等の状況

- ・平成18年度決算における 7,741百万円の剰余について目的積立金とした。
- ・平成19年度決算における 23,892百万円の剰余について積立金とした。
- ・平成20年度決算における 29,995百万円の剰余について積立金とした。
- ・平成20年度及び平成19年度における積立金のうち、独立行政法人会計基準第80第3項の規定に基づき収益化した運営費交付金債務残高 3,164百万円を除く 50,723百万円の剰余について、次期中期目標期間の繰越積立金とした。

(5) 退職役員に係る職責事項についての申出  
無し。

## (6) (1)～(5) までによる業績勘案率の試算

→ 1.5（試算結果）

(7) 業績勘案率の事務局案について

白石博之氏の業績勘案率については、

- ① 法人の業績評価は高く、委員会決定方法により、試算結果は1.5となる。
- ② 平成18年度に目的積立金7,741百万円を計上している。
- ③ 平成19年度、20年度も利益を計上しており、経営が良好である。
- ④ 個人の業績として、建築コストを国時代に比べ50%に抑えるなど、法人の業績に貢献が認められる。

ことから、業績勘案率が1.0を超えることは妥当。

次に、業績勘案率を幾つに算定するかについては、同法人の元理事（労務担当。平成20年3月31日退職）について、政・独委から、

- ① 平成18年度に目的積立金7,741百万円を計上するなど業績が特に良好
- ② 法人の経営改善及び目的積立金の計上に関して、労務担当理事として給与制度の改定や業績評価制度の導入等に尽力し、特段の貢献が認められる。

として、業績勘案率1.2について同意を得ていることと比較考慮すれば、

白石博之氏の業績勘案率は1.2としてどうか（事務局案）

## (1) 在職期間に係る法人及び前理事の業績について

平成16年度に国立病院機構が独立行政法人として発足して以来、これまで中期目標期間全般について、医療・経営の両面において中期目標の水準に対し、大きな成果を上げてきた。

医療面においては、セカンドオピニオン専門窓口設置病院数の大幅な増加やMSWの増員等による地域医療機関の連携強化、また、患者の価値観を尊重した説明・相談体制づくりへの取組や、地域連携クリティカルパスを含む積極的なクリティカルパスの活用による質の高い医療の提供などを着実に実施した。

また、経営面においては、経常収支に係る収支相償を5期連続して達成したことに加え、平成20年度においては、これまでの実績を大きく上回る純利益(300億円)を計上するなど特段の実績を上げた。

白石前理事においては、法人発足以来、国立病院機構の業務運営の見直しや効率化による収支改善、国時代から承継した過去債務の償還など法人及び個別病院の財務管理の安定・強化に向け、理財担当の理事として、その解決に尽力し、上記の法人の業績、特に経営面に多大な貢献があった。

なお、具体的な実績等については、下記のとおりである。

## (業務運営の見直し及び効率化による収支改善策)

## ① 病院建築標準仕様等の策定

(平成16年度～平成20年度)

平成16年度に病院建築標準仕様等の策定に関する検討会を設置し、「国立病院機構における病院建築投資標準仕様策定にあたっての基本原則」及び、これを踏まえた「国立病院機構における病院建築投資標準仕様」を座長としてとりまとめ、これを基に効率的かつ適切な病院整備を進めることにより、建替整備においては国時代の建築コストの約50%に抑えることができた。

## ② 大型医療機器の共同入札実施

(平成17年度～平成21年8月)

平成17年度から共同入札を実施し、当初2品目(CT、MRI)から対象品目を拡大していき、平成21年度には7品目(CT・MRI・血管連続撮影装置・ガンマカメラ・リニアック・X線透視撮影装置・X線一般撮影装置)とし、スケールメリットを活かし、保守費用を含めた総コストで市場価格を大幅に下回る価格での購入となるなど、効率的な設備整備を行った。

【参考：共同入札対象品目】

平成17年度	2品目(CT、MRI)
平成18年度	2品目(CT、MRI)
平成19年度	4品目(CT、MRI、血管連続撮影装置、ガンマカメラ)
平成20年度	6品目(CT、MRI、血管連続撮影装置、ガンマカメラ、リニアック、 X線透視撮影装置)
平成21年度	7品目(CT、MRI、血管連続撮影装置、ガンマカメラ、リニアック、 X線透視撮影装置、X線一般撮影装置)

③ 医療機器整備に係る投資要綱の策定

(平成16年度～平成20年度)

医療機器整備については、購入単価を低下させつつ、第1期中期期間中の計画額の500億円に対し、その約140%の701億円の投資を行い、医療機能の質・量の整備を図った。

【各年度の推移】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中期計画期間中の投資額 (内部資金含む)	100億円	154億円	133億円	135億円	179億円
累計額	100億円	254億円	387億円	522億円	701億円
投資額に対する割合 (累計額/500億円)	20.0%	50.8%	77.4%	104.4%	140.2%

医療機器整備については、各病院の医療機器等にかかる減価償却費と前年度の経常収支を基本に、各病院毎に当該年度の投資枠の設定を行い、当該投資枠の範囲内で、各病院の裁量で整備を行っている。

通常の投資枠の他に、地域医療体制の変動等により新たな診療科を設ける必要がある場合などに、収支が確保される範囲内で、追加的に投資枠を用意する仕組みを整備し、各病院の機動的な体質変換を支援している。

また、定められた投資枠の中で各病院がどのような機器を購入するかは、収支計算に基づき病院自ら判断することが原則であるが、5千万円以上の大型医療機器については、病院が行う収支計算が適正かどうかを本部で検証するものとしている。検証の際には、稼働件数見込み、費用の見込み等を確認し、必要に応じ稼働状況改善のための情報提供等を行っている。

平成18年度からはキャッシュフローが赤字の病院等については、当該病院の医療機器の購入について、借入利子の一定割合を本部として補助するなど、経営が苦しい病院の再投資を支援する枠組みを新たに設けた。

さらに、平成20年度においては次のとおり投資枠を拡大するための措置を講じることにより、整備の促進を図った。

- I 治験を推進するために治験収支の投資枠への反映を拡大
- II 老朽化した機器を多く保有しており減価償却費が少なく必要な機器整備が困難な病院に対しての追加枠の設定
- III 病院に直接交付される国や地方公共団体からの補助金等による投資について、投資枠の枠外とする措置

④ 建物整備に係る投資要綱の策定

(平成16年度～平成20年度)

建物整備については、国時代の建築コストの約50%に抑えつつ、第1期中期期間中の見込額の1,484億円に対し、その約88%の1,299億円の投資を行い、質・量の充実を実現した。

※ 建築コストを約50%に抑えたことから、整備量ベースでは、第1期中期期間中の建物整備見込額の約175%相当の投資を行ったこととなる。

【各年度の推移】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中期計画期間中の投資額 (内部資金含む)	561億円	323億円	189億円	102億円	124億円
累計額	561億円	884億円	1,073億円	1,175億円	1,299億円
投資額に対する割合 (累計額/1,484億円)	37.8%	59.6%	72.3%	79.2%	87.5%

病院建替等を行う場合には、病院が自己資金1/3を用意することを原則としているが、整備に伴う収益増加や費用削減により将来の収益が確保されるときは、自己資金1/3がなくても投資を進める枠組みを明確化し、黒字病院、赤字病院に関わらず、病院機能を向上させる部門を中心に投資を行った。

【参考:投資決定病院】

建替整備病院 43病院(うち全面建替病院:9病院)

建替整備病床 12,741床(うち全面建替病院:4,111床)

## (医療資源の有効活用策)

### ① 医療機器の効率的な利用促進策

(平成16年度～平成20年度)

既に整備済みの医療機器の効率的な利用促進策として、各病院のCT、MRI及びガンカメラの稼働数目標の設定や稼働数向上に向けた要因分析、人材を有効に活用した勤務体制の見直しを図ったこと、平成18年度より各病院のCT、MRI、リニアック及び血管連続撮影装置の稼働実績について本部で集計・分析し、当該機器に携わる医師、技師等の配置状況や、稼働件数の高い病院の稼働件数向上のための取組等の情報を各病院にフィードバックすることにより、平成15年度実績に対し266,667件(23.4%)稼働総数が増加した。

また、各病院のみの利用では十分な稼働が見込めない医療機器についても、地域の医療機関や医師会等への医療機器の整備状況の説明、パンフレット、病院ホームページ及び病院主催の研修会などの場を活用した広報活動を積極的に実施し、他の医療機関との共同利用を促進した。新入院患者の増加、医療機器の更新による機能向上等により、平成15年度に比して、平成20年度には30,722件(108.6%)と大幅に増えており、中期計画の目標値(40%)を大幅に上回った。

### ② 保有資産の有効活用策

(平成19年度～平成20年度)

国時代から承継した保有資産について、学校法人や自治体などと調整し、病院機能との相乗効果が図られる貸付等を行い、平成19年度においては、再編成により廃止した旧国立弟子屈病院跡地について、当面、国立病院機構として利用する計画がないことから、北海道弟子屈町の依頼に基づき、平成20年3月に公園用地として売却し、その売却費については、法人発足時に国から承継した過去債務(7,471億円)の返済等に充当した。

また、平成20年度においては、刀根山病院の宿舎跡地を保育所を運営する社会福祉法人に、また長崎医療センターの敷地及び学生宿舎を看護大学を運営する学校法人に貸し付ける契約を締結した。

## (内部資金等を活用した固定負債の改善策)

### ① 内部資金等を活用した固定負債の改善

(平成16年度～平成20年度)

固定負債については、各病院の機能の維持・向上を図りつつ、内部資金の活用や建築コストの合理化などにより、第1期中期目標を上回る整備を確保しつつ、法人発足時に国から承継した過去債務(7,471億円)について、当初、予定していた約定どおりの償還を着実にを行い、さらに一部繰上償還(国から承継した過去債務分)を実施したことにより、第1期中期目標の「固定負債割合1割削減」を遥かに上回る削減(20.1%)を行った。

【固定負債残高の推移( )内は16年度期首からの減少率】

平成16年度期首	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
7,471億円	7,223億円	6,925億円	6,501億円	5,971億円
	(▲3.3%)	(▲7.7%)	(▲13.0%)	(▲20.1%)

② 剰余金を活用した固定資産の取得

(平成20年度)

平成20年度においては、新たな借入金を行わず、平成18年度決算における利益剰余金77億円について、平成20年3月に厚生労働大臣から目的積立金の承認を受け、平成20年度に整備した医療機器等への投資資金に充て、外部借入を縮減した。

(個別病院毎の経営改善策)

① 再生プラン(個別病院毎の経営改善計画)の策定

(平成19年度～平成21年8月)

個別病院毎の再生プランについては、今後10年間の長期借入金推計により償還可能性について全146病院が実施し、国時代の長期債務の返済額の平準化等のみでは償還が不可能な75病院(組織統合病院含む)を対象に再生プランの策定を検討した。

そのうち、特に早急な経営改善着手が必要な58病院が、本部及びブロック事務所の支援を受けながら、部門毎の生産性に着目するなどして、改善項目を検討し、行動目標を明確化した中期的な個別病院毎の再生プランを策定した。

また、58病院が策定した再生プランのうち、廃止が決定された南横浜病院を除く過去債務の利払額を超える改善が見込まれる57病院について本部が承認した。

今後(～22年度末)、本部においては、ブロック事務所と連携しながら、各病院における当該プランの進捗状況等について検証することとしている。

【参考:再生プランの具体的な取組み】

※ 本部・ブロック事務所の体制

本部及びブロック事務所に専属チームを設置し、さらに病院長、副院長等を本部特別顧問として委嘱

- ・本部特別顧問(再生プラン担当) 19名
- ・本部再生プラン専属チーム 23名
- ・ブロック事務所再生プラン専属チーム 73名

※ 中期的な(平成20年度～平成22年度3年間)経営改善計画を策定

- ・事業規模関係・・・病院規模等
- ・サービス内容関係・・・実施診療科等
- ・サービス体制関係・・・病棟編成、人員配置等
- ・設備投資関係・・・医療機器更新計画、建物保守等計画
- ・資金関係・・・中期の資金計画

※ 現在の患者数、診療収益などを前提に「人、物、資金」の最適化

- ・部門別(診療科・病棟等)の収益・生産性による分析  
→課題の所在をピンポイントで明確化
- ・ベンチマークによる分析  
→原因の把握、具体的な目標値の設定
- ・機能強化・生産性の向上  
→外部環境分析などによる実現可能性の検証
- ・診療機能、規模、人員体制の見直し  
→ダウンサイジング(人事異動も考慮)

## ② 建替病院の経営指導(償還性のフォローアップ)

(平成19年度～平成21年8月)

建替整備が決定した病院について、当該整備に係る債務を返済していくことになることから、平成19年度以降、毎年健全な病院経営を促すため、決定された整備の償還計画について継続的な検証を行い、償還困難と認められる経営状況となった場合は、償還性が確保されるまでの間整備の凍結又は、費用削減等による経営改善を実施した。

【参考:経営指導を実施した建替病院】

- ・高崎病院、愛媛病院、福岡東医療センター、都城病院

(平成21年度補正予算における国立病院機構出資金)(平成21年5月～)

重症心身障害、筋ジストロフィー、神経難病などの政策医療を行う病院施設については、経年による老朽化、耐用年数の到来により、耐震機能を備えた建物に建替整備を実施することが喫緊の課題となっていた。また、国立病院機構第2期中期計画においても、老朽化した重症心身障害病棟等について計画的に更新築整備を進めることとしていたところであるが、平成21年度第1次補正予算において財源を確保し、必要な整備が促進された。

## (2) 在職期間に係る法人及び前理事の業績について

役員報酬への役員の業績反映においては、独立行政法人の評価委員会の評価及び法人・各病院の経営状況を考慮して、発足以来、前年度に対する増減率を100分の100として取扱ってきたところである。

## 個別項目に関する評価結果(第1期中期目標期間)

独立行政法人国立病院機構								
	第1期中期目標期間評価結果							
	H16	H17	H18	H19	H20	平均	評価結果	対応率
1 診療事業(1)患者の目線に立った医療の提供	4.22	4.00	4.00	4.00	4.00	4.04	A	1.5
2 診療事業(2)患者が安心できる医療の提供	4.22	4.11	4.44	4.33	4.00	4.22	A	1.5
3 診療事業(3)質の高い医療の提供	4.56	4.56	4.89	5.00	4.85	4.77	S	2.0
4 臨床研究事業	4.00	4.56	5.00	4.89	5.00	4.69	S	2.0
5 教育研修事業	3.78	4.00	3.89	4.00	4.00	3.93	A	1.5
6 災害等における活動	4.56	3.89	4.00	3.78	4.00	4.04	A	1.5
7 効率的な業務運営体制の確立	4.00	3.78	3.78	4.00	4.00	3.91	A	1.5
8 業務運営の見直しや効率化による収支改善(1)業務運営コストの節減等 (2)業務運営の効率化に関する事項	4.22	3.89	4.00	4.11	4.00	4.04	A	1.5
9 業務運営の見直しや効率化による収支改善(3)医療資源の有効活用	4.11	4.11	4.56	5.00	4.85	4.52	S	2.0
10 業務運営の見直しや効率化による収支改善(4)診療事業以外の事業に係る費用の節減等	3.67	3.67	4.11	4.00	4.00	3.89	A	1.5
11 業務運営の見直しや効率化による収支改善(5)財務会計システムの導入等IT化の推進、(6)業務・システム最適化	4.22	4.00	4.00	3.89	4.85	4.19	A	1.5
12 経営の改善	4.56	4.78	4.67	5.00	5.00	4.80	S	2.0
13 固定負債割合の改善、重要な財産の譲渡等	4.22	4.67	4.56	5.00	5.00	4.69	S	2.0
14 人事に関する計画	3.67	3.89	4.00	4.00	4.00	3.91	A	1.5
1.71								1.68

## 国立病院機構事業報告書

評価項目	平成21年4月1日から8月27日までの主な業務実績
1 患者の目線に立った医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォームド・コンセントの推進への取組 インフォームド・コンセントを行うにあたっての基本的な考え方や留意すべき点など必要最低限の事項を整理し、平成21年4月に「インフォームド・コンセントの更なる向上のために」を全病院に対し発出し、各病院は必要な事項を取り入れるなど自院の実施状況を見直すことにより体制強化を図ることとした。</li> <li>・「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行 医療側と患者側とがお互いに情報を共有することは非常に重要であると考え、平成20年度に全病院において全患者に対して発行する方針としたところであり、平成21年4月には、発行準備の整った2病院が新たに発行している。 【全患者に対し発行を行っている病院数】 平成19年度 1病院 → 平成20年度 8病院 → 平成21年4月 10病院</li> </ul>
2 安心・安全な医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行性インフルエンザ関係の情報について、「国立病院機構におけるインフルエンザ全国感染動向」として4月に本部のホームページ上に掲載した。</li> <li>・中央倫理審査委員会を6月に開催し、12の研究課題について倫理審査を実施した。</li> <li>・独立行政法人国立病院機構中央医療安全管理委員会の開催 平成19年度に国立病院機構における医療安全対策についての基本的方向性等について審議する常設委員会として「中央医療安全管理委員会」を設置し、平成21年度においては、第二期中期計画に向けての方向性を議論するため、7月に開催した。</li> <li>・「国立病院機構における医療安全対策への取組（平成20年度版）」（医療安全白書）の公表（情報発信） 平成20年度中に国立病院機構本部に報告のあった医療事故報告について、 ①事故内容別、病院機能別、患者年齢別、事故発生時間別に整理するとともに、 ②「国立病院機構における医療安全管理のための指針」見直し後の、「転倒・転落事故防止プロジェクト」など機構内における医療安全対策上の課題への取組について紹介、 ③医療事故報告の中から、再発防止対策上ケーススタディとして有効であると考えられる事例について、事故概要、事故の背景、講じた再発防止策の紹介、等を内容とする「国立病院機構における医療安全対策への取組について（平成20年度版）」（医療安全白書）を作成し、平成21年8月に国立病院機構のホームページに公表した。</li> </ul>
3 質の高い医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「EBM推進のための大規模臨床研究」について、平成21年度の新規課題について、4月から募集を開始し、申請のあった17課題の審査を6月から開始した。</li> <li>・医療の質向上を目指し、コメディカル職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援（チーム医療推進のための研修(NST)）を開始した。 【チーム医療のための研修(NST)の実績】 近畿ブロック 実施日：平成21年6月1日～5日 実施施設：大阪医療センター 参加職種：薬剤師2名、看護師1名、臨床検査技師2名、管理栄養士2名 関東信越ブロック 実施日：平成21年6月22日～26日 実施施設：長崎医療センター 参加職種：薬剤師1名、看護師1名、臨床検査技師1、管理栄養士2名 ※本研修にて、NST教育認定施設での40時間の臨床実地修練の単位を取得。</li> </ul>
4 個別病院に期待される機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産所の嘱託医療機関（嘱託医師を含む）として、前年度から引き続き11病院が協力している。</li> <li>・がん対策医療への取組として、平成21年4月1日に北海道がんセンターが都道府県がん診療連携拠点病院に、神戸医療センターが地域がん診療連携拠点病院に指定された。 【都道府県がん診療連携拠点病院数】 平成19年度 2病院 → 平成20年度 2病院 → 平成21年4月 3病院 【地域がん診療連携拠点病院数】 平成19年度 31病院 → 平成20年度 31病院 → 平成21年4月 31病院</li> <li>・新型インフルエンザ発生の際には、53病院が発熱外来を開設した。また、5月～6月中旬にかけて、55病院が検疫及び停留施設にも医師・看護師の派遣を行い、組織的かつ迅速な対応を行った。 【医師・看護師の延べ派遣数】 医師：237人、看護師：282人</li> <li>・平成21年8月11日に発生した静岡沖地震に関して、災害医療センター、金沢医療センター、静岡医療センター及び名古屋医療センターが医療班を現地へ派遣するため待機していた。</li> </ul>

評価項目	平成21年4月1日から8月27日までの主な業務実績
<p><b>5 臨床研究事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに引き続き臨床研究センター・部の活動評価を実施し、活動実績に応じた研究費の配分を行い、各臨床研究センター・部の活動の推進を図った。また、研究分野ごとの評価を行い、活動実績に応じた研究グループを構築するための検討を行った。</li> <li>・「NHOネットワーク共同研究」に関する研究課題を4月から募集し、申請のあった新規152課題、継続39課題の審査を6月から開始した。</li> <li>・国立病院機構本部中央治験審査委員会（NHO-CRB）を毎月開催し、新規14課題、継続延78課題の審議を実施するなど、治験審査の迅速化、効率化を図った。</li> <li>・質の高い治験を実施するため、6月に治験・臨床研究コーディネーター初任者研修を開催（88名）するとともに、本部治験専門職等を延7病院に対して派遣し、治験担当者に対する業務の実務支援を行った。</li> <li>・職務発明審査委員会を6月及び8月に開催し、高度先端医療技術等に関する職務発明17件について審査し、適当なものについては、国立病院機構がそれらの発明に係る権利を承継した。</li> </ul>
<p><b>6 教育研修事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師のキャリアパス制度の充実 平成18年度より運用している「国立病院機構看護職員能力開発プログラム」により、新採用の1年目から5年目までを目安に段階的に看護実践能力を習得出来るよう教育体制の充実を図っている。 また、国立病院機構の看護部門をより一層魅力的なものとするため「国立病院機構における看護師確保に関する検討委員会」において検討した次の施策を引き続き平成21年度も実施し、キャリアパス制度の充実を図っている。</li> <li>・専任教育担当看護師長の配置 院内の教育研修に係る企画や、プリセプターによる教育指導方法の相談等にきめ細かく対応できるようにするための教育担当看護師長を、各病院の状況に応じて配置できるようにしたことで、新人看護師の教育支援のみならず、特定の看護単位を超えた連携や活動が可能となり、教育研修体制の充実が図られた。 また、国立病院機構病院が、新人を含む全看護職員への効果的な教育支援ができるよう、平成20年6月に看護業務指針を改正して「教育担当看護師長の業務」を追加し、各業務を明確化している。 【専任教育担当看護師長の配置病院】 平成19年度 25病院 → 平成20年度 45病院 → 平成21年度 68病院</li> <li>・「卒後研修制度のモデル的導入検討ワーキング」の開催 平成20年度の「国立病院機構における看護師養成のあり方に関する検討委員会（報告書）」に基づき、卒後の教育の充実を図ることを目的として、ワーキンググループを立ち上げた。平成21年度については、当該プログラムを具体的に検討し、平成22年4月から2病院においてモデル的導入を行い、その効果を検証していくこととしている。</li> <li>・国立病院機構の臨床現場を最大限活用し、実践を重視した看護教育を行う新構想看護学部・大学院の設置に係る届出を6月29日に文部科学省宛に行った。（10月30日付けで認可。）</li> </ul>
<p><b>7 総合的事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋医療センターにおいては、院内に「エイズ治療開発センター」を設置（9月1日）し、エイズに関する治療・研究を総合的に推進するための体制を強化したところ。</li> <li>・大阪医療センターにおいては、厚生労働省からの要請に基づき、HIV感染被害者遺族の健康相談窓口の設置に向けて、関係者と調整など準備を進めているところである。</li> <li>・国立病院機構本部総合研究センター（仮称）診療情報分析部門の平成22年度の円滑な活動開始に向けて、外部有識者を含めた設立準備ワーキンググループの準備を進めているところである。</li> </ul>
<p><b>8 効率的な業務運営体制の確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月より営繕業務の効率化を図るため、ブロック業務の一部を本部へ集約した。また、業務・システムの最適化計画の検証・評価を行うため本部にIT推進室を設置した。なお、本部・ブロック合計の職員数については、平成20年度末の291名から288名へ見直しを行った。</li> <li>・平成21年4月より内部統制・ガバナンス強化の観点から本部に業務監査室を設置した。なお、平成20年度に引き続き、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的とした内部監査計画書により、平成21年度においても新たに重点項目を定め、実施に当たっては、ブロック事務所とともに、平成21年7月より書面及び実地による内部監査を効率的に実施しているところである。 また、監事と連携した抜打監査についても、今年度からは内部監査（抜打）計画書に基づき、平成21年7月より実施しているところである。</li> </ul>

評価項目	平成21年4月1日から8月27日までの主な業務実績
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数副院長については、副院長の役割と院内での位置を明確化し、平成21年度新たに呉医療センターにおいて導入した。また、機能に応じた特命事項を担う副院長を新たに九州医療センターにおいて設置し、看護師確保の特命に取り組んでいる。</li> <li>・地域医療との連携強化を図るため、全ての病院に地域医療連携室を設置し、平成20年度までに117病院、平成21年度には新たに12病院、計129病院が専任の職員を配置し紹介率等の向上を図っている。</li> <li>・リスクマネジメントへの取組の強化を図るため、全ての病院に医療安全管理室を設置し、平成20年度までに141病院、平成21年度には新たに3病院、計144病院が専任の職員を配置し、各病院における院内での報告体制や責任体制を明確化している。</li> <li>・病床規模に応じた事務部門の見直しを行い、平成21年度新たに霞ヶ浦医療センター及び石川病院の2病院が事務部長制から事務長制に移行した。</li> </ul>
<p><b>9 業務運営の見直しや効率化による収支改善</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、精神等の政策医療に係る適正なコスト管理を実施するため、基本的なルール案を策定し、コスト分析に必要な情報の収集に着手した。</li> <li>・建物整備について、投資の効率化を図る観点から一般病棟に係る主要な面積や設備についての標準仕様を作成し、各病院の参考に供した。</li> <li>・病棟建替等を行う場合には、病院が自己資金1/3を用意することを原則としているが、整備に伴う収益増加や費用削減により将来の収益が確保される場合は、自己資金1/3がなくても投資を進める枠組みを明確化し、黒字病院、赤字病院に関わらず、病院機能を向上させる部門を中心に投資することにより、患者の療養環境の改善と、病院の経営体力の向上及び自立性を高める整備を進めている。  【自己資金1/3の確保を求めない病棟立替等整備】  天竜病院、舞鶴医療センター、南京都病院  【自己資金1/3の確保を求める病棟立替等整備】  岡山医療センター</li> <li>・建替整備が決定した病院は、当該整備に係る債務を返済していくことになることから、平成19年度より、健全な病院経営を促すため、決定された整備の償還計画について継続的な検証を行い、償還困難と認められる経営状況となった場合は、償還性が確保されるまでの間、整備の凍結又は費用削減等による経営改善を実施している。  平成19年度以降、検証の結果、償還困難とされた4病院(高崎病院、愛媛病院、福岡東医療センター、都城病院)について、継続して経営指導を実施した結果、高崎病院及び愛媛病院については償還可能と判断される経営状況となった。</li> <li>・平成17年度から実施しているスケールメリットを活かした大型医療機器の共同入札について、平成20年度の対象品目に一般撮影装置を加えた7品目(CT、MRI、血管連続撮影装置、ガンマカメラ、リニアック、X線透視撮影装置、X線一般撮影装置)を対象機器とし、入札を実施した。</li> <li>・「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に基づき、平成19年12月に策定した随意契約見直し計画の進捗管理として、平成20年度実績を平成21年7月にホームページに公表した。</li> <li>・また、競争入札における競争性を十分確保するため、「1者応札・1者応募」にかかる改善方を策定し、平成21年6月にホームページに公表した。</li> <li>・適正な会計事務の業務遂行を確保する観点から、平成20年度に作成・周知した、契約事務や現金収納事務などの業務フローについて、会計検査院からの指摘等も踏まえて、患者窓口における現金収納に係る業務フローを見直し、平成21年5月に各病院に周知を図った。</li> </ul>
<p><b>10 医療資源の有効活用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保有資産の有効活用について」</li> <li>① 閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した貸付等による有効活用を行うことで、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化に努めるため、学校法人や自治体など関係団体との調整を行った。</li> <li>② 平成21年5月に、小倉医療センターの学校跡地を看護学校を運営する学校法人に貸し付ける契約を締結した。</li> </ul> <p>(参考) 年間貸付料 小倉医療センター 3,877,679円</p>

評価項目	平成21年4月1日から8月27日までの主な業務実績
11 収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医業未収金の新規発生防止の取組を引き続き実施し、また、法的手段の実施等によりその回収に努めた。</li> </ul>
12 経営の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度に引き続き、平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を行ったことにより、平成21年4月～8月までの経常利益は前年度と比べ、約24億円の増となっており、着実な経営改善が図られている。</li> <li>・ 再生プラン対象病院について、平成20年度の実績等を踏まえ、個別病院の経営改善を着実に進めるため、既存の改善計画の見直しや更なる追加の改善計画の策定を実施している。</li> </ul>
13 固定負債割合の改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資金等を活用して、外部借入の縮減を図りつつ、医療面の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備のための投資に努めた。</li> <li>・ 約定どおり償還を確実に行った。 元金 4,086,373千円、利息 1,838,316千円 [5月25日支払]</li> <li>・ 平成21年4月～8月の間における短期借入金はない。</li> </ul>
14 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、短時間の非常勤職員での後補充又は、アウトソーシング化を図った。</li> <li>・ 国立病院機構の事業を全体的に表現し、広報するための総合パンフレット作成に向け、独立行政法人評価委員会の開催状況も鑑みながら、最新データの整理及び各病院からイメージとなる写真を収集し、デザイン編集を実施した。</li> </ul>

国立病院機構発総第0222001号

平成22年2月22日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原哲夫 殿

独立行政法人国立病院機構

理事長 矢崎 義雄



独立行政法人国立病院機構の役員の退職について

平成21年8月27日付けで、当機構の次の役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いします。

記

氏名	白石博之
役職	理事
在職期間	平成16年4月1日から平成21年8月27日

## 役員報酬規程の改正について

### 1 役員報酬規程改正の考え方

今般、平成21年8月において人事院勧告（一般職給与法改正）が行われ、国の指定職職員の給与について、俸給月額については、約0.3%の引き下げになったこと、また、期末・勤勉手当（ボーナス）については、年間支給月数を引き下げ、3.0月分（標準）となったことから、当法人の役員の月例年俸及び業績年俸について、改定を行ったところである。

### 2 役員報酬規程の改正内容

#### （1）月例年俸の改定

国の指定職職員に準じて、月例年俸について、約0.3%の引き下げを行った。

#### （2）業績年俸の改定

国の指定職職員に準じて、業績年俸の額について、3.0月分（改正前3.35月分）に相当する額に改定した。

#### （3）改正の実施時期

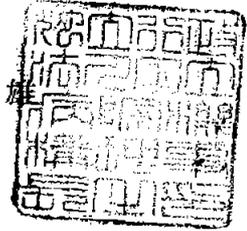
平成21年12月1日



国立病院機構発総第1130001号  
平成21年11月30日

厚生労働大臣  
長妻 昭 殿

独立行政法人国立病院機構  
理事長 矢崎 義 雄



役員に対する報酬等の支給の基準の変更について（届出）

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人  
通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項の規定に基づき届出を行います。

平成21年11月30日規程第39号

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（平成16年規程第12号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する業績年俵の額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される業績年俵の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- 一 平成21年4月1日に役員となった者において基本年俵額の $\frac{1}{2}$ 分の1に $\frac{0.24}{100}$ を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成21年6月に支給された業績年俵額に $\frac{0.24}{100}$ を乗じて得た額

（その他の事項）

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

別 添

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程新旧対照表

新		旧																																																											
<p>附 則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(平成21年12月の業績年俸の支給額の特例)</p> <p>第3条 平成21年12月の業績年俸の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額から理事長が定める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。</p>		<p>附 則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p>																																																											
<p>別表 役員基本年俸表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号 俸</th> <th colspan="2">基本年俸額</th> </tr> <tr> <th>月例年俸額</th> <th>業績年俸額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>8,712,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,075,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>9,384,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,312,200</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>10,080,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,557,800</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>11,028,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,892,500</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>11,892,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,197,400</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>12,756,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,502,400</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>14,484,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>5,112,300</u></td> </tr> </tbody> </table>		号 俸	基本年俸額		月例年俸額	業績年俸額		円	円	1	<u>8,712,000</u>	<u>3,075,000</u>	2	<u>9,384,000</u>	<u>3,312,200</u>	3	<u>10,080,000</u>	<u>3,557,800</u>	4	<u>11,028,000</u>	<u>3,892,500</u>	5	<u>11,892,000</u>	<u>4,197,400</u>	6	<u>12,756,000</u>	<u>4,502,400</u>	7	<u>14,484,000</u>	<u>5,112,300</u>	<p>別表 役員基本年俸表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">号 俸</th> <th colspan="2">基本年俸額</th> </tr> <tr> <th>月例年俸額</th> <th>業績年俸額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>8,736,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,443,200</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>9,408,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,708,100</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>10,116,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>3,987,100</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>11,064,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,360,800</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>11,928,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,701,300</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>12,792,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>5,041,900</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>14,532,000</u></td> <td style="text-align: right;"><u>5,727,700</u></td> </tr> </tbody> </table>		号 俸	基本年俸額		月例年俸額	業績年俸額		円	円	1	<u>8,736,000</u>	<u>3,443,200</u>	2	<u>9,408,000</u>	<u>3,708,100</u>	3	<u>10,116,000</u>	<u>3,987,100</u>	4	<u>11,064,000</u>	<u>4,360,800</u>	5	<u>11,928,000</u>	<u>4,701,300</u>	6	<u>12,792,000</u>	<u>5,041,900</u>	7	<u>14,532,000</u>	<u>5,727,700</u>
号 俸	基本年俸額																																																												
	月例年俸額	業績年俸額																																																											
	円	円																																																											
1	<u>8,712,000</u>	<u>3,075,000</u>																																																											
2	<u>9,384,000</u>	<u>3,312,200</u>																																																											
3	<u>10,080,000</u>	<u>3,557,800</u>																																																											
4	<u>11,028,000</u>	<u>3,892,500</u>																																																											
5	<u>11,892,000</u>	<u>4,197,400</u>																																																											
6	<u>12,756,000</u>	<u>4,502,400</u>																																																											
7	<u>14,484,000</u>	<u>5,112,300</u>																																																											
号 俸	基本年俸額																																																												
	月例年俸額	業績年俸額																																																											
	円	円																																																											
1	<u>8,736,000</u>	<u>3,443,200</u>																																																											
2	<u>9,408,000</u>	<u>3,708,100</u>																																																											
3	<u>10,116,000</u>	<u>3,987,100</u>																																																											
4	<u>11,064,000</u>	<u>4,360,800</u>																																																											
5	<u>11,928,000</u>	<u>4,701,300</u>																																																											
6	<u>12,792,000</u>	<u>5,041,900</u>																																																											
7	<u>14,532,000</u>	<u>5,727,700</u>																																																											

## 独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔平成20年度における独立行政法人等の業務の実績に  
関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 指摘事項の具体例は、P. 6~18を参照。

# 1 平成20年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人101法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の平成20年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの(指摘事項は241事項)。

## (1) 二次評価の主な視点

平成20年度における独立行政法人の業務の実績に関する二次評価については、平成21年3月30日に当委員会で決定した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)に沿って、同日当委員会の独立行政法人評価分科会で決定した「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」(以下「評価の具体的取組」という。)において示している点に特に留意して実施した。

(主な視点)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 財務内容や業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産の管理・運用、人件費管理、契約等に関する評価が適切に行われているか。

## (2) 二次評価における新たな取組

評価の視点及び評価の具体的取組において示している視点等のうち、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、国民の関心が高く、より一層の透明性の向上と厳格な評価が求められることから、各府省の協力を得て実態調査を実施した。その結果は、当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

## 2 意見の概要

### (1) 府省評価委員会に対する共通意見

#### ア 契約の適正化（独法及び準用法人計103法人中93法人について指摘）

##### 調査結果の概要（本文 P.239～265）

##### ア 契約規程類の整備状況

- 指名競争入札限度額が国の基準と異なる（1法人）
- 包括的随契条項(注)に係る基準が明確かつ具体的に定められていない（3法人）
- 予定価格の作成・省略について会計規程等に明確に定められていない（12法人）
- 総合評価方式や複数年度契約について会計規程等に明確に定められていない（23法人）
- 総合評価方式や企画競争・公募を実施する場合に要領・マニュアル等が整備されていない（33法人）

(注) 「その他随意契約とする特別の理由があるとき」など、随意契約とすることができることについて、包括的にしか定めていない条項

##### イ 契約の審査体制の状況

- 82法人において「随意契約審査委員会」「入札検討委員会」等の審査組織（合計453組織）が設けられている
- 上記の審査組織（453組織）のうち契約全般を対象とするのは234組織、第三者を構成員とするものは89組織、事前審査をするものは417組織

##### 意見の概要

ア 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、規程類の整備内容の適切性等について厳格に評価すべき（34法人）

イ 法人の業務の特性、契約事務量、職員規模などを勘案した上で、契約事務手続に係る審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか検証結果を明らかにすべき（66法人）

調査結果の概要 (本文 P239~265)

ウ 随意契約見直し計画の進捗状況

	平成18年度	平成20年度	目標
競争性のない随意契約	1兆877億円	4,256億円	3,334億円

- 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)を達成していない (37法人)

エ 特定委託契約 (注) の再委託の状況

- 一括再委託の禁止措置や再委託の把握措置について内部規程等に定められていない (29法人)
- 再委託を行う場合に承認・届出等の手続を行っていない案件がある (5法人)
- 再委託の金額を把握していない案件がある (5法人)
- 随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がある (9法人)

(注) 試験、研究、調査、システムの開発・運用等の委託契約

オ 一般競争入札における1者応札の状況

	平成19年度	平成20年度
一般競争入札(a)	2万4,286件	3万5,662件
1者応札(b)	1万 805件	1万7,412件
割合(b/a)	44.5%	48.8%

- 1者応札の割合 (件数) が50%以上 (33法人)
- 1者応札の割合 (件数) が前年度より増加 (56法人)

意見の概要

ウ 随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標を達成していない法人について、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果を引き続き明らかにすべき (37法人)

エ 特定委託契約における再委託の必要性等について厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の検討を促すべき (38法人)

オ 制限的な応札条件が設定されていないかなど厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討を促すべき (33法人)

※ 左記の調査結果も踏まえ、政府としては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、①競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、②一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検、見直しを行うこととしている。

## イ 諸手当及び法定外福利費の適切性確保 (独法101法人中84法人について指摘)

### 調査結果の概要 (本文 P.267~300)

#### ア 諸手当

- ① 国家公務員と比べて給与水準が高い法人(51法人)のうち、給与水準に影響する手当(俸給の特別調整、扶養手当、住居手当等)について、国より高い支給額を定めている手当、支給額算定方法が国と異なる手当、法人独自の手当(41法人、延べ103手当)
- ② 給与水準に影響しない手当(通勤手当、特殊勤務手当等)について、国より高い支給額を定めている手当、支給額算定方法が国と異なる手当、法人独自の手当(29法人、延べ65手当)

#### イ 法定外福利費

国におけるレクリエーション経費の見直し等を契機に、以下のとおり支出の見直しが行われている。

支出項目	19年度に支出	うち廃止予定
互助組織への支出	31法人	11法人
文化・体育・レクリエーション事業への支出	57法人	33法人
食券交付等の給食費補助	27法人	20法人
慶弔関連への支出	81法人	2法人
福利厚生代行サービス等への支出	18法人	7法人

### 意見の概要

#### ア 諸手当について、

- ① 給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき(38法人、延べ90手当)
- ② 社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき(27法人、延べ58手当)

イ 法定外福利費の支出について、他の法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、適切性について評価すべき(81法人)

## (2) 府省評価委員会に対する個別意見

(合計64事項について指摘)

① 評価結果について、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 情報通信研究機構（総務省評価委員会）
- ✓ 農畜産業振興機構（農林水産省評価委員会）
- ✓ 空港周辺整備機構（国土交通省評価委員会）など 13法人（3評価委員会）

② 勧告の方向性、既往の政府の方針等で指摘した事項の取組状況に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

〈勧告の方向性関係〉

- ✓ 国際交流基金（外務省評価委員会）
- ✓ 日本学生支援機構、大学入試センター（文部科学省評価委員会）
- ✓ 農業・食品産業技術総合研究機構（農林水産省評価委員会）など 15法人（5評価委員会）

〈その他政府方針等〉

- ✓ 高齢・障害者雇用支援機構、医薬品医療機器総合機構（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 奄美群島振興開発基金（財務省評価委員会・国土交通省評価委員会）
- ✓ 環境再生保全機構（環境省評価委員会）など 13法人（7評価委員会）

③ 財務状況、保有資産の管理・運用等に係る評価が不十分であるので、的確な評価を行うべき。

- ✓ 財務状況関係 3法人（2評価委員会）
- ✓ 保有資産の管理・運用等関係 3法人（2評価委員会）
- ✓ 関連法人への出資関係 3法人（3評価委員会）
- ✓ 給与水準・総人件費改革関係 14法人（7評価委員会）

### 3 意見の具体例

#### ① 評定理由・根拠等が不明確で、評価結果が分かりにくくなっている例

##### 情報通信研究機構（総務省）

総務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：無線ネットワーク技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p>	<p>評価項目「無線ネットワーク技術に関する研究開発」、 「光量子通信技術に関する研究開発」及び「時空標準に関する研究開発」については、<u>平成19年度の評価結果では評価がA評定(中期目標を十分達成)</u>とされ、「バイオコミュニケーション技術に関する研究開発」については、<u>同評価結果では評価がB評定(中期目標を概ね達成)</u>とされており、<u>20年度の評価結果においてはこれらすべての評価がAA評定(中期目標を大幅に上回って達成)</u>とされている。しかしながら、研究成果について様々な言及があるが、中期目標の達成状況については必ずしも十分に示されているとは考えられない。</p> <p>したがって、<u>19年度評価においてA評定やB評定であったものを20年度の評価において最上級の評定とする説明が十分になされている</u>とは言い難い。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>最上級の評定を付すに当たり、中期目標の達成状況を踏まえた説明をすべきである。</u></p>
<p>評価項目：光量子通信技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p>	
<p>評価項目：バイオコミュニケーション技術に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：B評定(中期目標を概ね達成)</p>	
<p>評価項目：時空標準に関する研究開発 【評定：AA(中期目標を大幅に上回って達成)】 ※ 平成19年度評定：A評定(中期目標を十分達成)</p>	

農畜産業振興機構（農林水産省）

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：肉用牛対策(※) 【評定：a(設定した指標が達成された)】</p> <p>厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対処するため、肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金の的確な交付を目的に、四半期毎に基金造成必要額の報告を受け、<u>所要の基金造成(計169億円)を行ったことは、設定した指標の「取り組みが十分であった」としてa評定とする。</u></p> <p>(※) 肉用牛肥育経営者、肉用子牛生産者、肉専用種繁殖経営者等の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付する。</p> <p>(参考)評価指標 畜産に係る補助のうち肉用牛肥育経営安定事業に係る<u>所要(当面の必要額)の基金造成</u></p>	<p>肉用牛肥育経営安定事業については、本法人から交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行われるもので、価格低落等により生産者の収益性が悪化した場合に<u>的確に補てん金を交付することを目的とするものであるが、補てん金の交付状況及び基金造成の所要額や基金保有額等を考慮した補助金等の交付必要額が明らかにされないまま、補助金等の交付先である公益法人において所要の基金造成が行われたことをもって、a評定(設定した指標が達成された(取り組みが十分であった))が付されており、根拠の説明が不十分である。</u>また、本法人は、この事業のほかにも、交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行う同種の事業(以下「基金事業」という。)を実施しているが、これらの基金事業の評価においても同様の問題がみられる。</p> <p>今後の評価に当たっては、肉用牛肥育経営安定事業を含む基金事業(畜産関係業務の41基金(平成21年10月現在)、砂糖関係業務の4基金(平成20年12月現在))について、基金保有額を含む事業の実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業の有効性・適切性・効率性について検証を行い、その状況に応じて本法人が基金事業者に<u>的確な指導を行うことなどを促すような評価を行うべきである。</u></p>

## 空港周辺整備機構(国土交通省)

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：民家防音工事補助事業 【評定：4(優れた実施状況)】</p> <p><u>空調機器の更新工事単価及び調査単価の減額を行ったほか、競争入札制度を導入し、事業費の縮減が図られている。また、積算方法を簡略化し、事務手続きの迅速化・効率化を図り、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう努めている。</u></p> <p>他の特定飛行場と比較して、大阪では申請者からの委任が受けられなかったことから入札実施件数が少ない状況にあるものの、<u>全体としてみれば、整理合理化計画等に定められているこれらの取り組みを、20年度から速やかに実施しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</u></p>	<p>民家防音事業については、年度計画において、「業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。」「工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。」とされている。</p> <p>これに対し、空調機器の故障調査については、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して調査単価を約40%減額し、空調機器の更新工事単価についても、見直しを行い約20%減額した。このような取組を踏まえ、評価結果においては、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。」として4点(優れた実施状況)と評価されている。</p> <p>しかしながら、年度計画に記載されている事項が実施されていることからすれば着実な実施状況であることについての確認ができて、<u>優れた実施状況であることについての確認はできない。</u>また、単に年度計画に記載されている事項を実施したことにより各単価が大幅に減額されていることを踏まえれば、<u>減額前の設定単価が高すぎたためとも考えられるが、こうした点については言及されていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>単価の設定に関する事実関係なども踏まえ、評定を付す根拠をより明確にした上で、評価を行うべきである。</u></p>

② 勧告の方向性、既往の政府方針等における指摘事項に対する取組状況の評価が不十分な例

国際交流基金(外務省)

○ 受益者負担率の適切性の検証を促すような評価が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：日本語能力試験 【評定：S(中期計画の実施状況が当該年度において著しく順調)】</p> <p><u>受験者数、受験料収入とも大幅に増加した前年を上回る実績を達成している。規模の効率点を超え、経費、受益者負担率も適切と考えられ、海外日本語事業推進の象徴的事業となっており、中期計画の達成状況は極めて順調である。今後もさらに努力し成果を挙げることを期待する。</u></p>	<p>海外における日本語能力試験については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)の「第2-2 受益者負担の適正化」において、受益者負担を適正化し、国の歳出への依存度を極力低くする観点から、<u>経費の縮減を促進することとされたことを受け、受験料収入で賄えない現地試験実施経費を本法人が負担し、受験料収入の余剰金は本法人へ還元することとされており、平成20年度は約2.4億円が還元されているが、評価結果をみると、受験料水準が適切であるかどうかについては明らかになっていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、本法人へ還元された現地余剰金について、受験者への還元の観点から<u>受益者負担率の適切性の検証を促すような評価を行うべきである。</u></p>

## 日本学生支援機構(文部科学省)

### ○延滞状況ごとの回収実績の明確化、延滞抑制策等の効果分析、回収率の厳格な評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																								
<p>評価項目:返還金の確保等の状況 【 評定：A (中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている)】</p> <p>当年度分の回収率は、前年度から0.3ポイント向上し、返還金についても前年度を上回っており全体としては評価できるが、全体として回収率の向上は低調であるため、回収率の更なる向上に向けた取組が必要である。特に滞納分の回収率は年度により増減があるため、これらの要因の分析を更に進め、回収業務の外部委託の結果を参考にしつつ、回収率の更なる向上に向けた取組が必要がある。</p> <p>(参考)全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況</p> <table border="1" data-bbox="293 1161 1108 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体に係る回収率</td> <td>77.9%</td> <td>78.2%</td> <td>78.5%</td> <td>79.2%</td> <td>79.7%</td> </tr> <tr> <td>当年度分回収率</td> <td>92.4%</td> <td>93.0%</td> <td>93.3%</td> <td>93.7%</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>延滞分回収率</td> <td>14.4%</td> <td>14.6%</td> <td>13.8%</td> <td>14.2%</td> <td>14.2%</td> </tr> </tbody> </table>		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	全体に係る回収率	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%	79.7%	当年度分回収率	92.4%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%	延滞分回収率	14.4%	14.6%	13.8%	14.2%	14.2%	<p>奨学金の回収に関しては、これまでも機構が債務者の住所(特に転居後の住所等)を確実に把握していない、電話による督促が効果的・厳格に実施されていないなどの問題点が指摘されてきたところであり、機構においては、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の報告を踏まえ、当年度分の奨学金の回収強化とともに、特に延滞分の奨学金の回収について抜本的強化を図ることとしている。しかしながら、上記のとおり平成20年度の当年度分回収率には若干の改善が図られているものの、延滞分回収率については改善が見られない。</p> <p>今後の評価に当たっては、延滞状況(当年度返還分、延滞3ヶ月未満、延滞3ヶ月以上1年未満、延滞1年以上8年未満、延滞8年以上等)ごとの回収実績について評価結果等で明らかにするとともに、上記有識者会議で取りまとめられた返還促進策、延滞状況に応じて実施する延滞抑制策・回収強化策による回収率向上の効果を把握分析した上で、全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況について厳格な評価を行うべきである。</p>
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																				
全体に係る回収率	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%	79.7%																				
当年度分回収率	92.4%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%																				
延滞分回収率	14.4%	14.6%	13.8%	14.2%	14.2%																				

## 大学入試センター(文部科学省)

### ○ 事業効果の明確化が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:インターネットを利用したハートシステムによる適切な大学進学情報の提供状況</p> <p>【 評定 : A (中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで成果を上げている)】</p> <p>ハートシステムや大学ガイダンスセミナーについては、参加者等の不満足の原因を分析し改善に役立てており、特にガイダンスセミナーでは高い満足度71.3%を得ている(満足度の指標70%は、平成13年度～16年度の平均数値58.8%を参考に目標として高めに設定した)。今後も、センターがなすべき役割を十分認識した上で、厳選した情報を提供するなど、利活用に向けて一層の知恵を出すことが望まれる。特にハートシステムについては、<u>昨年度の総務省の2次評価の指摘を踏まえ、速やかに対策の検討に着手し改善方策をとりまとめたことは認められる。</u>引き続き、更なる改善を求めたい。</p>	<p><u>インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利用件数が年々減少していることから、その効果を明確にさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行っている。</u>しかしながら、当該指摘を踏まえたハートシステムによる情報提供事業の効果については依然明らかにされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、<u>その効果を明らかにさせた上で評価を行うべきである。</u></p>

## 農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省)

### ○ 事務・事業の費用対効果や存廃の必要性を含めた評価が必要

農林水産省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見																																				
<p>評価項目: 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 【評定: B(計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)]</p> <p><u>入学者の確保に関しては、様々な取り組みが行われていることは評価できるが、前年度に引き続き入学定員を充足できていない。入学者確保に向けたこれまでの取り組みの効果について分析するとともに、入学者確保に向けた一層の努力が必要である。</u>教育方法・内容に関しては、本科において入学者の多様性を踏まえた充実したカリキュラムが設定されていること、農業者を対象とした専修科において農研機構の研究成果を活かしたコースが設定されていること、学生授業評価アンケートによる授業改善の取り組みがなされていること等、人材養成目的に即した教育課程が編成されており評価できる。20年度に実施したアンケートの結果等を反映した、より充実かつニーズに合致したカリキュラムが構成されることを期待する。卒業生の就農率(94.7%)が高いこと、新教育課程の卒業生の就農を支援するために、無料職業紹介室を開設したことは評価できる。<u>今後は、関係機関と協力しながら、農業者大学校の必要性や目的、農業の担い手育成業務に係る国民の理解増進を進め、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待する。</u></p> <p>(参考)入学者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="315 1185 1111 1345"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員(A)</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>入学者数(B)</td> <td>33</td> <td>39</td> <td>23</td> <td>31</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>充足率B/A(%)</td> <td>66</td> <td>78</td> <td>46</td> <td>62</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>77.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)平成19年度は、新たな農業者大学校の開学に向けた準備のため、入学者はいない。 (注2)平成13～18年度までは、旧農業者大学校本校分の数値である。</p>	年度	13	14	15	16	17	18	19	20	定員(A)	50	50	50	50	50	50	—	40	入学者数(B)	33	39	23	31	20	20	—	31	充足率B/A(%)	66	78	46	62	40	40	—	77.5	<p>本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が18年度まで常態化(この間の定員充足率は40%～78%)していた。このことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、<u>20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。</u></p> <p>これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。</p> <p>しかしながら、<u>農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。</u></p>
年度	13	14	15	16	17	18	19	20																													
定員(A)	50	50	50	50	50	50	—	40																													
入学者数(B)	33	39	23	31	20	20	—	31																													
充足率B/A(%)	66	78	46	62	40	40	—	77.5																													

## 高齢・障害者雇用支援機構(厚生労働省)

### ○ 関連公益法人への業務委託について、契約方式の妥当性を含めた厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:総合評価</p> <p>各都道府県の雇用開発協会等への業務の委託については、平成22年度から競争性のある契約形態へ移行すべく、外部の学識経験者、事業主団体代表者からなる審査委員会を設け、競争性及び透明性の確保に向け努力するなど、着実に検討を進めていることは評価できる。今後も取組を引き続き的確に行うことを期待する。</p>	<p>社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態(公募)に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態(企画競争)に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性・透明性が確保されているとはいえないのではないかと指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。</p> <p>今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。</p>

## 医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

### ○目標未達成の要因分析と改善策を踏まえた厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備(医薬品) 【評定:B(中期目標を概ね達成している。)]</p> <p>新医薬品の審査承認事務処理期間12ヶ月の達成目標80%に対して達成率は70%、優先審査品目の審査事務処理期間6ヶ月の達成率50%に対して達成率33%と数値目標については下まわったが、評価の視点の体制整備の各細目については、すべて達成されていることを踏まえれば概ね計画を達成したと評価する。</p>	<p>本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、<u>目標達成に至っていない。</u></p> <p>本法人の21年度からの第2期中期計画においては、ドラッグ・ラグ(欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態)2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、<u>申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標(23年度には、1年短縮)が設定されていること、医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増(18年度審査人員112人を21年度までに236人増員)することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に</u>行っていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。</p>

石油天然ガス・金属鉱物資源機構(経済産業省)

○ 事業の進捗状況及び進捗率等の明確化が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：サービスの質の向上(資源備蓄) 【 評定：B(質・量の両面において概ね中期計画を達成) 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄コストの軽減、緊急事態への対応について準備が進められている。</li> <li>・ 石油備蓄基地操業に関する入札制度導入に向けた取組みと整理合理化計画の前倒し、アジア備蓄制度整備への支援、レアメタル備蓄の強化など全体としての取組みは高く評価できる。</li> <li>・ <u>国家石油ガス地下備蓄波方基地の建設に関して、<u>堅坑金属配管の錆対策等を実施したことにより、<u>建設工事の完了年度を延ばさざるを得なくなった。</u></u></u> 以上を総合的に勘案しB評価とした。</li> </ul> <p>(参考)国家石油ガス備蓄基地の整備【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家石油ガス地下備蓄基地の建設において、湧水や堅坑金属配管の錆の発生に対応。</li> <li>・ <u>波方基地の建設に関して、<u>堅坑金属配管の錆対策のため、<u>建設工事の完成時期を中期計画に示された平成22年度から24年度に延ばさざるを得なくなったことは事実。</u></u></u></li> <li>・ 他方、倉敷基地においては、大規模な高透水帯に遭遇したものの、大幅なレイアウト変更により工期延伸(4ヶ月)と工事費増(410億円)を最小限に抑えている。</li> </ul>	<p>地下備蓄方式の国家石油ガス備蓄基地(波方基地)の建設については、第2期中期目標に基づき作成した中期計画において平成22年度に完了予定とされていたが、堅坑金属配管の錆対策のため建設工事に遅れが生じており、その完了予定を24年度に延ばさざるを得ない状況となっている。</p> <p>本件については、昨年度(平成19年度)の年度評価意見において、「今後、中期目標等に掲げる目標と業務の実績との間に乖離が生じる場合においては、これらを踏まえて厳正に評価を行うべきである。」と指摘している。</p> <p>しかしながら、このことについて、貴委員会は、20年度の評価結果における「資源備蓄」の項目の中で、「<u>国家石油ガス地下備蓄波方基地の建設に関して、<u>堅坑金属配管の錆対策等を実施したことにより、<u>建設工事の完了年度を延ばさざるを得なくなった。</u></u></u>」ことなどを総合的に勘案し評価しているが、<u>当該建設工事の20年度における工事実績は明らかにされているものの、<u>工事全体における進捗状況及び進捗率等は明らかにされていない。</u></u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>当該建設工事の工事全体における進捗状況及び進捗率等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。</u></p>

奄美群島振興開発基金(財務省、国土交通省)

○貸付対象事業の実施状況の適正性の観点からの評価が必要

財務省評価委員会及び国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>(貸付事業の適切性に関し、特段の記載なし)</p> <p>(参考)融資業務に関する評価(評価項目、評定、評定理由の概要)            ※評定については、財務省評価委員会/国土交通省評価委員会の順で記載</p> <p>○事務処理の迅速化【評定:A(順調)/4(優れた実施状況)】            ・案件の92.6%を標準処理期間内に処理(目標は8割以上)            ・関係金融機関との情報交換(43回)            ・中小企業信用情報データベースシステムの活用 等</p> <p>○適切な貸付条件の設定            【評定:A(順調)/3(着実な実施状況)】            ・融資メニューの特化・重点化            ・日本政策金融公庫の状況を踏まえた適切な金利設定            ・リスク区分に応じた段階的な金利設定            ・地元の融資需要についての意見の聴取・交換(12回) 等</p> <p>○利用者に対する情報提供(保証業務と共通事項)            【評定:A(順調)/3(着実な実施状況)】            ・ホームページでの迅速な情報提供、窓口への資料の備え付けの徹底、広報誌での広報 等</p> <p>○利用者ニーズの把握及び業務への反映(保証業務と共通事項)【評定:B(おおむね順調)/3(着実な実施状況)】            ・アンケート、資金説明会の実施 等</p>	<p>融資業務については、「平成19年度決算検査報告」(平成20年11月7日会計検査院から内閣あて送付)において、「貸付対象事業の実施状況の確認が適切でなかった」との指摘を受けているが、<u>平成20年度の評価結果をみると、融資業務において、貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、<u>貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。</u></p>

環境再生保全機構(環境省)

○法人における会計処理方法の検証状況を明確した上での評価が必要

環境省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:財務の状況 【評定:A(中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。)]</p> <p><u>公害健康被害補償業務の特定賦課金に係る破産更生債権の会計処理については、環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理するとはできないと判断する。</u></p> <p>(参考) 当該破産更生債権は、昭和49年度以降毎年積み上がっており、平成20年度末には、26億7千万円になっているにもかかわらず、貸借対照表の資産の部に計上されている。</p>	<p>本法人の公害健康被害補償予防業務勘定においては、<u>昨年度の当委員会の意見として、貴委員会に対し、「本法人に対し、会計処理について改めて検証した上で業務実績を報告させ、評価を行うべきである。」との指摘を行っている。</u></p> <p>しかしながら、平成20年度の業務実績評価においては、会計処理方法についての「<u>省令に基づき相手先が確定していない賦課金を収益計上してきていることを考慮すると、これを時効の概念により貸倒償却することは困難</u>」との業務実績報告書の記述や、「<u>環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理することはできない</u>」との評価結果の記述が見られるものの、<u>法人がいかなる検証を行ったのかという事実を基に貴委員会が評価したのかは明確になっていない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>法人における会計処理方法の検証の取組を明確にした上で評価を行うべきである。</u></p>

## 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

### ○ 経営協議会の機能発揮状況を明らかにする観点からの評価が必要

国立大学法人評価委員会の評価結果等	当委員会の二次評価意見
<p>○ 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の概要」(国立大学法人評価委員会)</p> <p>経営協議会については、ほとんどの法人において適切な審議が行われ、学外委員の意見を法人運営の改善に反映しているが、<u>7法人(法人名略)において、審議すべき事項が報告事項として扱われているなど適切な審議が行われていない。</u></p> <p>また、<u>経営協議会の運営の工夫改善や学外委員による懇談会の活用等を通じて、学外者の意見がより法人運営の改善に活用されることが期待される。</u></p> <p>○ 個別の法人に対する評価結果(90法人中)</p> <p>① 経営協議会学外委員の意見の積極的活用について「注目される」と評価 ……5法人</p> <p>② 運営の工夫・改善について「注目される」と評価 ……8法人</p> <p>③ 法定審議事項を報告事項として扱うなどの不適切な運営について「課題がある」と評価 ……7法人</p> <p>④ 前年度に不適切な運営を指摘した法人における改善の取組について「注目される」と評価 ……5法人</p> <p>(注) 結果の分類は、当委員会の検討に当たり便宜上行ったものである。</p>	<p>経営協議会については、議事要旨(議事録)及び学外委員の意見を法人運営に活用した具体例に関する資料等を基に、必要に応じてヒアリングでの追加確認を行いつつ、その運営の合規性や、学外委員の意見の法人運営への活用について評価を行っているが、<u>法人が提出した資料や評価結果からは、学外委員の意見をどのように法人運営に活用したのかが分かりにくいものもみられる。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>国民の幅広い意見を法人運営に適切に反映させる役割を持つ経営協議会の重要性にかんがみ、経営協議会が期待される役割を十分に発揮しているか明らかにする観点から、学外委員の意見の法人運営への一層の活用について、その情報の公表状況も踏まえ、評価を行うべきである。</u></p>

# (参考1) 平成20年度の業務実績評価対象独立行政法人(101法人)

## 【内閣府所管】4法人

国立公文書館  
国民生活センター  
北方領土問題対策協会  
沖縄科学技術研究基盤整備機構

## 【総務省所管】4法人

情報通信研究機構  
統計センター  
平和祈念事業特別基金  
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

## 【外務省所管】2法人

国際協力機構  
国際交流基金

## 【財務省所管】5法人

酒類総合研究所  
造幣局  
国立印刷局

## ○通関情報処理センター

日本万国博覧会記念機構

## 【文部科学省所管】25法人

国立特別支援教育総合研究所  
大学入試センター

国立青少年教育振興機構

国立女性教育会館

## ○国立国語研究所

国立科学博物館  
物質・材料研究機構  
防災科学技術研究所  
放射線医学総合研究所

国立美術館

国立文化財機構

教員研修センター

科学技術振興機構

日本学術振興会

理化学研究所

宇宙航空研究開発機構

日本スポーツ振興センター

日本芸術文化振興会

日本学生支援機構

海洋研究開発機構

国立高等専門学校機構

大学評価・学位授与機構

国立大学財務・経営センター

## ○メディア教育開発センター

日本原子力研究開発機構

## 【厚生労働省所管】14法人

国立健康・栄養研究所

労働安全衛生総合研究所

勤労者退職金共済機構

高齢・障害者雇用支援機構

福祉医療機構

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

労働政策研究・研修機構

雇用・能力開発機構

労働者健康福祉機構

国立病院機構

医薬品医療機器総合機構

医薬基盤研究所

年金・健康保険福祉施設整理機構

年金積立金管理運用

## 【農林水産省所管】13法人

農林水産消費安全技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

水産大学校

農業・食品産業技術総合研究機構

農業生物資源研究所

農業環境技術研究所

国際農林水産業研究センター

森林総合研究所

水産総合研究センター

農畜産業振興機構

農業者年金基金

農林漁業信用基金

## 【経済産業省所管】11法人

経済産業研究所

工業所有権情報・研修館

日本貿易保険

産業技術総合研究所

製品評価技術基盤機構

新エネルギー・産業技術総合開発機構

日本貿易振興機構

原子力安全基盤機構

情報処理推進機構

石油天然ガス・金属鉱物資源機構

中小企業基盤整備機構

## 【国土交通省所管】20法人

土木研究所

建築研究所

交通安全環境研究所

海上技術安全研究所

港湾空港技術研究所

電子航法研究所

航海訓練所

海技教育機構

航空大学校

自動車検査

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国際観光振興機構

水資源機構

自動車事故対策機構

空港周辺整備機構

海上災害防止センター

都市再生機構

奄美群島振興開発基金

日本高速道路保有・債務返済機構

住宅金融支援機構

## 【環境省所管】2法人

国立環境研究所

環境再生保全機構

## 【防衛省所管】1法人

駐留軍等労働者労務管理機構

(注) ○印の法人は、平成20年度以降に廃止・民営化等された法人(平成21年10月1日現在)、法人の名称に含まれる「独立行政法人」は省略

## (参考2) 府省評価委員会において厳しい評価が付されている例

法人名	評価項目	評価
勤労者退職金共済機構 (厚生労働省)	○予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善) 2-(3)-①累積欠損金の処理 <業績> 平成20年度においては、中退共事業において1,929億円、林退共事業において1.4億円の損失を計上。	【評価:C】(中期計画をやや下回っている。)  (評価理由) 金融市場の状況など外生的な要因が大きく影響しているものであるが、累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たっての重要課題であり、機構は、今後とも引き続き、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、着実な解消に努める必要があると考える。
日本貿易保険 (経済産業省)	○業務運営の効率化 <業績> 随意契約の見直しについて、件数ベースではやや改善が見られたものの、金額ベースでは小幅の改善に止まっている。	【評価:C】(質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。)  (評価理由) 「独立行政法人整理合理化計画」等の政府の方針に照らし、依然として結果としての数字が高い水準にあることに鑑みれば厳しい評価を行うことが適当との判断をし、今年度評価はCとする。
中小企業基盤整備機構 (経済産業省)	○予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善) <業績> 小規模企業共済勘定については、19年度や20年度の米国の金融危機を契機とする歴史的な金融市場の混乱の影響により、運用資産の約20%を占める委託運用資産が大幅に下落し、平成20年度の欠損金が3,152億円増加し、9,982億円となっている。	【評価:C】(質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。)  (評価理由) 小規模企業共済勘定については、急激な資産運用環境の悪化の中で適切な対応を行ってきたが、結果的に同勘定の繰越欠損金が大幅に増加し、中期計画目標を達成できなかった。
奄美群島振興開発基金 (国土交通省)	○予算、収支計画及び資金計画 (1) 財務内容の改善 ① 保証業務 <業績> リスク管理債権は、計画に比して1,225百万円増加して4,632百万円。また、リスク管理債権の回収率は、計画に比して4.4ポイント下回って3.8%となったほか、リスク管理債権の割合については、計画に比して17.1ポイント上回って46.7%となっている。	【評価:1】(着実な実施状況にあると認められない。)  (評価理由) 依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、財務の健全化に努める必要がある。

# (参考3) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

## 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は(中略)各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

## 政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

## 政策評価・独立行政法人評価委員会委員名簿

(平成21年9月現在)

委員長	副委員長	住友商事代表取締役会長	委員	
【政策評価分科会】			【独立行政法人評価分科会】	
分科会長	金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授	委員兼代理分科会長	富田 俊基
委員	藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授	委員	榎谷 隆夫
	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授		黒田 玲子
				森泉 陽子
臨時設置専門委員	(略)			早稲田 公一郎
				浅羽 隆史
				阿曾 元博
				荒張 健
				稲継 裕昭
				梅里 良正
				岡本 義朗
				梶川 融
				河野 正男
				河村 小百合
				木村 琢磨
				黒川 行治
				黒田 壽二
				鈴木 豊
				高木 佳子
				田淵 雪子
				玉井 克哉
				野口 貴公美
				松田 美幸
				宮本 幸始
				山本 清
				山谷 清志



委員会審議



委員による現地視察

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

(全般について)

よこやま ひとし  
評価監視官 横山 均

すがわら のぞむ  
評価監視官 菅原 希

(契約について)

たかはししんや  
調査官 高橋慎弥

(諸手当及び法定外福利費について)

ひらの まこと  
調査官 平野 誠

TEL : 03-5253-5444、5460

FAX : 03-5253-5443

E-mail : [dokuhyouka@soumu.go.jp](mailto:dokuhyouka@soumu.go.jp)

平成 20 年度における厚生労働省所管独立行政法人の  
業務の実績に関する評価の結果等についての意見（備考付）

（目次）

1	所管法人共通（契約の適正化）	1
	所管法人共通（諸手当及び法定外福利費の適切性確保）	1 1
2	国立健康・栄養研究所	1 5
3	高齢・障害者雇用支援機構	1 6
4	医薬品医療機器総合機構	1 7
5	年金・健康保健福祉施設整理機構	1 9

【1 所管法人共通】

総務省政・独委意見	備考
<p>(契約の適正化)</p> <p>(1) 契約に係る規程類に関する評価結果</p> <p>契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）をも踏まえて評価することを求めている。</p> <p>貴委員会における平成20年度評価結果をみると、厚生労働省所管14法人の中で、行政管理局長事務連絡において要請されている事項に未措置のものがある4法人のうち1法人については、複数年契約に関する会計規程等における規定状況等について、「契約の規程類のうち未整備のものについては、平成21年度中に措置することが必要である」などの言及がなされている。</p> <p>しかしながら、3法人については、表4-(1)のとおり、例えば、複数年契約に関する規定が会計規程等において明確に定められていないにもかかわらず、評価結果においては、明確な規定が設けられていないことについて、言及されていないなどの状況がみられた。</p> <p>例えば、独立行政法人は、国と異なり複数年契約を締結することが可能であるが、発注者の都合による契約期間中途の契約解除が困難であるため、事業環境の急激な変化により業務の変更や休止が生じたり、十分なサービスの質が確保できなかつたりした場合において、かえって契約の固定化による弊害を招くおそれもあることから、適正な運用を図るため、複数年契約を締結する場合の要件等をあらかじめ定めておくべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。</p> <p>今後の評価に当たっては、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</p>	<p>○ 表4-(1)の法人の未措置の状況については、次年度の評価において評価を行う必要がある。</p>

表4-1) 契約の規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
国立健康・栄養研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(言及なし)</li> <li>・総合評価方式を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(言及なし)</li> </ul>
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の作成を省略する場合の理由や対象範囲を明確かつ具体的に定めていない(評価あり)</li> <li>・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(評価あり)</li> <li>・総合評価方式、企画競争、公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(評価あり)</li> </ul>
労働者健康福祉機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(言及なし)</li> </ul>
年金・健康保険福祉施設整理機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式、複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない(不十分)</li> <li>・企画競争を実施する場合、要領・マニュアルを整備していない(不十分)</li> </ul>

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。「評価あり」とは、府省評価委員会における評価が十分なもの、「不十分」とは、府省評価委員会における評価が十分とは言えないもの、「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、厚生労働省所管 14 法人のうち 10 法人においては、表 4- (2) のとおり、「随意契約審査委員会」などの組織を設置し、このうち 1 法人においては、外部の第三者を構成員とする組織を有しており、評価結果において、「外部の第三者から構成される契約審査委員会において、契約の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、上記のような組織を有しない 4 法人においても、表 4- (2) のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」や「契約部門・原課の体制強化等」などの措置が採られており、評価結果において、「すべての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表 4- (2) のとおり、以下の①～④に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。(括弧内は、該当法人数)

- ① 審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）（3 法人）
- ② 契約事務の一連のプロセス（7 法人）
- ③ 執行・審査の担当者（機関）の相互けん制（6 法人）
- ④ 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方（7 法人）

今後の評価に当たっては、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにすべきである。

○ 第三者を構成員とする契約審査組織が少ないことと等から「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成される「契約監視委員会」が設置されることとなった。

表4-2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注2			既存体制の強化等 注4				評価結果 注5
	組織の名称 注3	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
国立健康・栄養研究所	会計事務監査	1	0	○				—
労働安全衛生総合研究所	—	0	0			○		①④
勤労者退職金共済機構	—	0	0	○				—
高齢・障害者雇用支援機構	入札・契約手続き運営委員会	1	0	○			○	①②③④
福祉医療機構	契約審査会	1	0	○		○		①②③④
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	プロポーザル審査委員会	1	0		○			①
労働政策研究・研修機構	随意契約審査委員会	1	0	○				①②③④
雇用・能力開発機構	企画審査委員会（私の仕事館の管理・運營業務）、イメージキャラクター等の提案に係る総合評価審査会	2	2	○	○	○		①
労働者健康福祉機構	入札・契約手続運営委員会、随意契約審査会、設計事務所等選定委員会	4	0	○	○	○		①②③④
国立病院機構	抜打ち監査（監事）	1	0	○	○	○	○	①②③④
医薬品医療機器総合機構	—	0	0		○			③
医薬基盤研究所	高額機器仕様検討委員会	1	0	○		○		①
年金・健康保険福祉施設整理機構	—	0	0	○	○	○		①②③④
年金積立金管理運用	契約審査会	1	0	○		○	○	①②③
合計 (厚生労働省所管)		14	2	11	6	8	3	①11 ②7 ③8 ④7
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者（理事長など）や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。

3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。

4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引き下げ等が含まれる。

5 評価の視点等に示された、①審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対す

る報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

(3) 随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等に関して、厚生労働省所管4法人については、表4-1(3)のとおり、競争性のない随意契約件数の削減について、法人が自ら掲げた削減目標件数を既に達成しており、評価結果において、「随意契約見直し計画」の措置状況についても、平成20年度までに計画に掲げた競争性のある契約への移行が終了しており評価できる。」など競争性のない随意契約の見直しが着実に実施されている旨、評価がされている。

また、10法人の随意契約については、目標年度である平成22年度に向けて随意契約件数の削減に取り組んでいるところである。なお、これらの法人についても、「随意契約見直し計画」においては、一般競争入札等の割合を、平成22年度までに、金額ベースで18年度の60.8%から91%に、件数ベースで54.6%から87%に大幅な拡大を図ることとしているが、平成20年度における実施状況は件数ベースで77%、金額ベースで79.5%となっており、平成22年度までの見直し計画の達成に向け、一般競争入札等への移行を積極的に実施した。」などの評価がされている。

今後の評価に当たっては、随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。

○ 随意契約件数の削減の検証については、これまで契約総件数に対する競争性のない随意契約の割合が低減してきているか否かを中心に検証行ってきた。

次年度の評価においては、上記に加え、平成18年度に随意契約であった契約一つ一つについて、一般競争入札等への移行状況も検証することが求められている。

表4-(3) 随意契約見直し計画の進捗状況 (単位：億円)

法人名	18年度		19年度		20年度		見直し目標		達成状況
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国立健康・栄養研究所	15	0.5	8	0.3	7	0.3	8	0.2	達成
労働安全衛生総合研究所	63	2.0	17	1.2	11	1.0	8	0.9	-
勤労者退職金共済機構	213	30.8	121	26.2	57	10.8	29	6	-
高齢・障害者雇用支援	333	102.2	241	94.1	125	81.2	34	6.7	-

機構										
福祉医療機構	54	27.5	26	18.9	14	10.4	6	0.5	-	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	36	2.3	29	1.3	28	1.2	28	1.2	達成	
労働政策研究・研修機構	69	4.1	53	2.9	34	2.1	20	1	-	
雇用・能力開発機構	6,295	662.5	6,125	651.4	731	74.5	441	56.1	-	
労働者健康福祉機構	2,693	782.3	1,394	496.2	629	169.4	418	87.3	-	
国立病院機構	3,600	536.0	2,534	394.0	1,662	304.0	1,528	268	-	
医薬品医療機器総合機構	89	18.4	62	15.3	49	13.9	22	11.5	-	
医薬基盤研究所	116	25.9	96	19.1	90	18.8	87	18.6	-	
年金・健康保険福祉施設整理機構	64	4.1	25	1.5	13	1.0	13	1	達成	
年金積立金管理運用	67	11.1	38	8.9	3	1.9	3	1.9	達成	
計	13,707	2,209.7	10,769	1,731.3	3,453	690.5	2,645	460.9		

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。

2 平成20年度時点で既に随意契約見直し計画に定めた随意契約削減目標件数を達成した法人については「達成」と記載した。なお、随意契約見直し計画の達成期限は、平成22年度末となっており、「達成」した法人以外についても、「随意契約見直し計画」の取組は行われており、評価も実施されている。

3 「金額」欄については、随意契約の金額を参考までに示したものである。

#### (4) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）により、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、国と同様に独立行政法人においても適切に対処することが要請されている。厚生労働省所管14法人については、特定委託契約の適正な履行確保のため、「特定委託契約における再委託の承認・届出等を実施している」などの

措置を講じているとしているが、評価結果においては、以下のような状況がみられた。

5 法人については、表 4 - (4) - ①のとおり、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

また、1 法人については、表 4 - (4) - ②のとおり、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件があるものがあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしかできないことを理由として締結されているものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、随意契約理由との整合性に問題を生じるとも考えられ、また、関連公益法人等との取引等の透明化が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

なお、一般競争入札においても、1 者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1 者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすべきである。

表 4 - (4) - ① 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上で評価がされていない事項
国立健康・栄養研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない</li> <li>再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない</li> </ul>
労働安全衛生総	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置</li> </ul>

○ 福祉医療機構が行っていた随意契約による委託契約で再委託割合が高率なものについては、平成 20 年度をもって廃止されているが、それをもって評価しないことは問題があるとして指摘されたものである。

○ 次年度の評価においては、表 4 - (4) - ①の法人については、その指摘事項について検証を行う必要がある。

なお、再委託の割合が高率（50%以上）である契約を行った法人があれば、その適切性を評価する必要がある。

合研究所	条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない ・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
医薬基盤研究所	・一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない
年金積立金管理運用	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 「平成 20 年度業務実績評価に関する調査（契約の適正化）について」（平成 21 年 6 月 10 日政独委事務局）等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載している。

表 4 - (4) - ② 個別契約における再委託の状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
福祉医療機構	随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）で、かつ同一の相手先に継続して再委託が行われているものがある。

(注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータ等に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績があるとする法人について、再委託の理由の把握、再委託の承認等の手続、又は再委託金額の把握が行われていないもの、随意契約による委託契約の再委託割合が高率（50%以上）となっている案件があるものや、一者応札で再委託割合が高率（50%以上）となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件があるものがあるが、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていないものを本表に記載した。

3 該当契約は、平成20年度をもって廃止されている。

(5) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

一般競争入札における1者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成21年4月13日及び7月3日総務省行政管理局事務連絡)により、1者応札について改善方策を取りまとめ、平成21年7月末までに公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における1者応札に関し、厚生労働省所管2法人については、評価結果において、「一者応札となった契約案件について業者等から意見聴取を行った上での改善方策の策定・公表等、個々の契約についても着実な取組がなされている」など一者応札となっている原因等の把握がなされた上で、この改善方策の妥当性等について言及がされている。

しかしながら、12法人については、評価結果において一者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。

特に、表4-(5)のとおり、3法人については、平成20年度における一般競争入札のうち1者応札となっている契約の占める割合が高率(1者応札率が50%以上)であるが、うち2法人については、原因等について評価結果において言及されていない。また、10法人については、19年度に比べて1者応札割合が増加しているが、うち8法人については、原因等について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにすべきである。

○ 次年度の評価においては、各法人がウェブサイトで公表した改善方策を検証する必要がある。

また、1者応札率が50%以上である法人についてはその原因等を厳格に検証する必要がある。

表4-(5) 一般競争入札に係る1者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1者応札率が50%以上となっている	1者応札件数割合が平成19年度より増加している	契約の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))								評価結果
				平成19年度の一般競争入札数(A)	平成19年度の一般競争入札における1者応札数(B)	平成19年度の一般競争入札における1者応札割合(C) (B÷A)	平成20年度の一般競争入札数(D)	平成20年度の一般競争入札における1者応札数(E)	平成20年度の一般競争入札における1者応札割合(F) (E÷D)	増減(E-B)	割合増減(F-C)	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所		○	20	7	35.0%	11	5	45.5%	-2	10.5%	
				0.5	0.2	40.0%	0.3	0.1	33.3%	-0.1	-6.7%	
	労働安全衛生総合研究所	○		63	41	65.1%	76	41	53.9%	0	-11.1%	
				5.9	4.4	74.6%	7.5	4.5	60.0%	0.1	-14.6%	
	勤労者退職金共済機構			42	6	14.3%	49	6	12.2%	0	-2.0%	
				4.9	2.3	46.9%	25.1	18.7	74.5%	16.4	27.6%	
	高齢・障害者雇用支援機構		○	148	64	43.2%	130	60	46.2%	-4	2.9%	
				16.2	5.8	35.8%	24.9	6.0	24.1%	0.2	-11.7%	
	福祉医療機構		○	40	4	10.0%	37	9	24.3%	5	14.3%	
				5.0	1.4	28.0%	15.8	6.5	41.1%	5.1	13.1%	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		○	0	0	0.0%	5	2	40.0%	2	40.0%	
				0	0	0.0%	1.0	0.1	6.8%	0.1	6.8%	
	労働政策研究・研修機構		○	69	14	20.3%	66	18	27.3%	4	7.0%	○
				6.1	0.8	13.1%	5.8	1.2	20.7%	0.4	7.6%	
	雇用・能力開発機構			1405	563	40.1%	1686	653	38.7%	90	-1.3%	
				116.9	50.6	43.3%	131.3	48.0	36.6%	-2.6	-6.7%	
	労働者健康福祉機構	○	○	1975	1089	55.1%	2323	1300	56.0%	211	0.8%	○
				428.7	142.5	33.2%	725.8	302.7	41.7%	160.2	8.5%	
国立病院機構			5712	1881	32.9%	6683	1987	29.7%	106	-3.2%		
			1581.0	430.0	27.2%	1878.0	294.0	15.7%	-136.0	-11.5%		
医薬品医療機器総合機構		○	59	25	42.4%	96	41	42.7%	16	0.3%		
			9.8	5.6	57.1%	11.4	7.1	62.3%	1.5	5.1%		
医薬基盤研究所		○	90	43	47.8%	132	65	49.2%	22	1.5%		

			11.0	6.0	54.5%	24.0	8.0	33.3%	2.0	-21.2%
年金・健康保険福祉施設整理機構	○		64	7	10.9%	37	8	21.6%	1	10.7%
			13.8	0.7	5.1%	20.7	0.8	3.9%	0.1	-1.2%
年金積立金管理運用	○	○	7	1	14.3%	15	10	66.7%	9	52.4%
			5.2	4.7	90.4%	6.4	6.3	98.4%	1.6	8.1%
合計 (厚生労働省)	3法人	10法人	9694	3745	38.6%	11346	4205	37.1%	460	-1.6%
			2205.0	655.0	29.7%	2878.0	704.0	24.5%	49	-5.2%
合計 (独立行政法人全体)	33法人	57法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%
			9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%

- (注) 1 独法分科会通知を受けて各府省から提出されたデータに基づき作成した。
- 2 一般競争入札において1者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記載した。
- 3 平成20年度の一般競争入札における1者応札率が50%以上となっている法人及び平成20年度の1者応札件数割合が平成19年度と比較して増加している法人については、それぞれ「○」を記載した。
- 4 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。

### (諸手当及び法定外福利費の適切性確保)

#### 1 諸手当

##### (1) 給与水準に影響する諸手当の適切性

独立行政法人101法人中、平成20年度の事務・技術職員、研究職員、病院医師及び病院看護師のいずれかの給与水準について、対国家公務員指数が100を超えている51法人について、給与水準に影響する諸手当で、国の諸手当と同じ目的で支給しているが、国より高い支給額を定めていたり、国と支給額算定方法等が異なっていたりするもの(以下「国と異なる諸手当」という。)を設けている法人は、39法人(延べ76手当)となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、17法人(延べ27手当)となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当について、支給する理由やその適切性が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その

○ 意見文中で列挙している法人の諸手当について、政・独委として適切・不適切までの評価を行っていないが、各府省評価委員会が国と異なる独立行政法人の個々の諸手当について支給理由やその適切性を検証していないことを指摘されたものである。

○ 「給与水準に影響する諸手当」とは、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)の算定対象となる諸手当(超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除く手当)をいう。

適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	俸給の特別調整	労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構
	初任給調整手当	労働者健康福祉機構
	扶養手当	医薬品医療機器総合機構
	期末手当（期末特別手当）、勤勉手当	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、医薬品医療機器総合機構、年金・健康保険福祉施設整理機構
法人独自の諸手当		高齢・障害者雇用支援機構、労働者健康福祉機構、年金・健康保険福祉施設整理機構

(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性

独立行政法人101法人中、給与水準に影響しない諸手当で、国と異なる諸手当を設けている法人は、9法人（延べ12手当）となっており、また、法人独自の諸手当を設けている法人は、20法人（延べ53手当）となっている。

貴委員会の評価結果をみると、以下の法人の諸手当については、手当を支給する理由やその適切性が評価結果において明らかにされていなかった。

今後の評価に当たっては、社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。

事項		法人名
国と異なる諸手当	超過勤務手当	労働政策研究・研修機構
法人独自の諸手当		高齢・障害者雇用支援機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構

○ 「対国家公務員指数が100を超えている51法人」のうち厚生労働省所管法人は、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤研究所及び年金・健康保険福祉施設整理機構である。

○ 「給与水準に影響しない諸手当」とは、対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の算定対象とならない諸手当（超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当）をいう。

## 2 法定外福利費

独立行政法人101法人における法定外福利費の支出状況を見ると、多くの法人において、従来から支出を行っていないか、国におけるレクリエーション経費の見直しを契機としてあるいは自発的に、平成20年度以降、支出を廃止するよう見直しが行われているものがある。

貴委員会の評価結果をみると、「福利厚生費については、時間外勤務に伴う夜食の支給や保養所利用の補助等を実施していたが、平成20年度早々に廃止しており、必要な見直しが行われていると評価できる。今後とも、職員のモチベーションの維持に留意しつつ、適宜必要な見直しが行われることを期待する。」などとされている。

今後の評価に当たっては、以下の法人からの支出について、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」（平成20年8月4日総務省行政管理局長通知）においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。

事項	法人名
互助組織（※）に対する法人からの支出  ※法人の職員により構成され、職員に対する福利厚生事業等を実施する組織であって、法人からの支出を受けているものをいう。	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構
文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）	高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構

○ 「2 法定外福利費」においては、「1 諸手当」と異なり、国において行っている法定外福利費であっても、国が支出をしていることをもって直ちにその適切性について評価しなくてよいことにはならないとの政・独委の判断の下、指摘されたものである。

○ 高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構及び労働者健康福祉機構においては、法人支出分は互助組織の管理経費等に使用しているが、互助組織への負担が労使折半であることから包括補助であるとして、互助組織が行う「文化・体育・レクリエーションに関連する事業に対する法人からの支出」及び「慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業」に法人からの支出があるとされた。

<p>慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）</p>	<p>労働安全衛生総合研究所、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構</p>	
--	--	--

【2 独立行政法人国立健康・栄養研究所】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 本法人の総人件費改革については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値429,528千円に対し20年度425,451千円（1.6%の減少（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。））となっており、取組開始から3年経過した時点で3%以上の削減に至っていない。しかし、業務実績報告書においては、「平成17年度実績と比べ3%減と計画の範囲内で執行した。」とされており、これを前提として「総人件費については、基準となる17年度実績を3%下回っており、中期目標、中期計画による削減率（5年で5%、20年度は3%）を達成しているが、早期に目標を達成するため、更なる努力が求められる。」との評価を行っているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。</p>	<p>○ 総人件費改革の取組状況の検証は、公表値を基に検証すべきものであり、公表値に含まれない非常勤役員の人件費も含めた総人件費の削減状況だけをもってその取組を評価すべきではないとされた。</p>

### 【3 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 社団法人全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務については、平成20年度から競争性のある契約形態（公募）に移行したが、同協会1者のみが企画書を提出し、受託する結果となっている。また、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から競争性のある契約形態（企画競争）に移行することとしていたが、当該企画競争が真に競争性・透明性が確保されているとは言えないのではないかとの指摘がなされ、最終的には一般競争入札にすることとされた。</p> <p>今後の評価に当たっては、このような経緯を踏まえ、これら委託業務について、真に競争性・透明性が確保されているか、契約方式の妥当性を含めて厳格に評価すべきである。</p>	<p>○ 委託業務については、随時競争性のある契約に移行することとしていたが、取組を加速し、各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、22年度から一般競争入札（最低価格方式）に、23年度から委託方式を廃止することとしている。</p>

【4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 本法人の医薬品の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医薬品について、審査事務処理期間12か月を80%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間6か月を50%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、それぞれ70%、33%となっており、目標達成に至っていない。</p> <p>本法人の平成21年度からの第2期中期計画においては、ドラッグ・ラグ（欧米で承認されている医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態）2.5年を23年度に解消するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標（23年度には、1年短縮）が設定されていること、医薬品審査の迅速化のため新医薬品審査人員を3倍増（18年度審査人員112人を21年度までに236人増員）することとされていることなどにかんがみれば、医薬品の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。</p> <p>・ 本法人の医療機器の承認審査業務について、第1期中期計画の最終年度である平成20年度には、①新医療機器について、審査事務処理期間12か月を90%について達成する、②厚生労働大臣が指定した優先審査の対象製品について、審査事務処理期間9か月を70%について達成するとの数値目標が設定されているが、これら目標に対する実績は、75%、75%となっており、新医療機器全体の目標については達成に至っていない。</p> <p>本法人の平成21年度からの第2期中期計画においては、デバイス・ラグ（医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題）を25年度に解消（承認までの期間を19か月短縮）するとの目標に向け、より実効的な目標設定として、申請者側期間も含む総審査期間を21年度以降順次短縮していく数値目標（25年度には、7か月短縮）が設定されていること、医療機器審査の迅速化のため人員を3倍</p>	<p>○ 医薬品・医療機器の承認審査業務については、中期計画で数値目標（アウトカム指標）を定めており、その目標が未達成であるにもかかわらず、その検証が不十分であるとされた。</p>

増（20年度35人を25年度までに69人増員）することとされていることなどにかんがみれば、医療機器の審査期間の短縮に係る数値目標の達成状況については、十分な分析の下に評価が行われる必要があるが、貴委員会の評価ではそうした分析を踏まえた上での評価を十分に行っていない。

今後の評価に当たっては、各年度の目標の達成度合のみならず、未達成の場合における要因分析と改善方策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。

【5 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構】

総務省政・独委意見	備考
<p>・ 総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証すべき」旨指摘している。</p> <p>本法人は、平成21年度末までに4%以上の削減を行うこととされており、これに対する取組状況は、法人の給与水準等公表における「総人件費改革の取組状況」のとおり、基準値である17年度36人に対して、取組開始から3年経過した20年度の人員数は8.3%増の39人となっており、削減の取組が順調に進ちよくしているとは言い難いが、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性についての検証がされていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、平成17年度の基準値36人に対し、21年度末までに4%を削減するとの目標達成に向けた法人の取組について、その妥当性・適切性について厳格に評価すべきである。</p>	<p>○ 総人件費改革の取組状況の検証は、公表値設定時点は法人の業務本格化前であるとの理由があるにせよ、公表値は必要が認められれば修正することも可能なものであり、その修正が行われていない以上、公表値を基に検証すべきとされた。</p>